

令和3年3月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成30年(ワ)第922号 不当条項使用等差止請求事件 (以下「第1事件」という。)

令和元年(ワ)第1492号 不当条項使用等差止請求事件 (以下「第2事件」という。)

口頭弁論終結日 令和3年1月26日

判 決

仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木702号室

第1事件及び第2事件原告

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

(以下「原告」という。)

同 代 表 者 理 事

吉 岡 和 弘

同訴訟代理人弁護士

鈴 木 裕 美

同

小 野 寺 友 宏

同

山 田 い ず み

同

佐 藤 由 麻

同

高 橋 大 輔

同

男 澤 拓

東京都大田区蒲田四丁目18番27号

第 1 事 件 被 告

株式会社防災センター

同代表者代表取締役

森 山 典 英

東京都中央区日本橋本石町4-5-15

第 2 事 件 被 告

株式会社防災センター

同代表者代表取締役

森 山 典 英

上記両名訴訟代理人弁護士

山 中 大 輔

主 文

- 1 被告らは、消費者との間で、別紙契約及び契約条項目録記載1の契約を締結するに際し、別紙契約及び契約条項目録記載2の条項を含む契約の申込み又は承諾の意思表示を行ってはいらない。

2 被告らは、特定商取引に関する法律26条に該当する場合を除き、別紙契約及び契約条項目録記載1の契約を締結するに際し、同契約が解除されたときに同法10条1項3号及び4号に定められた額を超える金銭を支払わなければならないとする特約を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行ってはならない。

5 3 被告らは、別紙契約及び契約条項目録記載2の条項及び前項記載の特約が記載された契約書ひな型が印刷された契約書用紙を破棄せよ。

4 被告らは、特定商取引に関する法律26条に該当する場合を除き、訪問販売に係る別紙契約及び契約条項目録記載1の契約の締結について勧誘をするに際し、次の行為をしてはならない。

10 (1) 「株式会社日本消火器管理センターないし日本消火器管理センターから商号変更した」、同社から「業務を引き継いだ」など、被告らと訴外株式会社日本消火器管理センターとが同一ないし関連する法人だと誤認、混同させる内容を告げる行為

(2) 被告らの契約が全国一有利な料金、価格であると告げる行為

15 (3) 全ての消火器に点検が必要であると告げる行為

(4) 全国で市民が家庭に消火器を設置する条例があると告げる行為

5 被告らは、前項記載の勧誘行為を記載した文書及び図画（いずれも電磁的記録を含む。）を破棄せよ。

6 被告らは、別紙対象となる表示記載の表示を行ってはならない。

20 7 原告のその余の請求をいずれも棄却する。

8 訴訟費用は、第1事件及び第2事件を通じ、これを3分し、その2を被告らの負担とし、その余を原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

25 1 被告らは、消費者との間で、消火器の設置・使用ないし保守点検に関する継続的契約を締結するに際し、次の条項を内容とする意思表示を行ってはならない。



- (1) 契約解約時に、消費者が、被告らに対し、残余料金を一括して支払う条項
- (2) 消費者の解約を制限する条項
- (3) 消費者が契約終了前の一定時期までに更新を選択しない旨を通知しない限り、契約を自動更新する条項
- 5 (4) 被告らの権利の実行等に要する費用や被告らが依頼する弁護士費用の一切を消費者に負担させる条項
- (5) 別紙契約条項目録(2)記載 1 のような契約形態及び契約当事者が、消費者の契約申込後、被告らの判断により、あるいは被告らと第三者との契約の成否により決まる旨の条項
- 10 (6) 別紙契約条項目録(2)記載 2 のような法律上の原因なく消費者に債務を負担させる旨の条項
- (7) 別紙契約条項目録(2)記載 3 のような本来リースの形式をとる必要がないにもかかわらず、リースと称することで消費者に過大な負担を負わせる条項
- (8) 別紙契約条項目録(2)記載 4 のクーリング・オフの行使を極めて困難にする条項
- 15 (9) 別紙契約条項目録(2)記載 5 のような消費者に一方的に不利益な専属的合意管轄を定める条項
- (10) 別紙「パッケージリース契約条項①」及び「パッケージリース契約条項②」記載の全契約条項

20 2 被告らは、特定商取引に関する法律 26 条に該当する場合を除き、消火器の設置・使用ないし保守点検に関する継続的契約を締結するに際し、契約が解除されたときに同法 10 条 1 項 3 号及び 4 号に定められた額を超える金銭の支払をする旨を内容とする意思表示を行ってはならない。

25 3 被告らは、請求の趣旨 1 項及び 2 項記載の条項が記載された契約書ひな型が印刷された契約書用紙を破棄せよ。

4 被告らは、特定商取引に関する法律 26 条に該当する場合を除き、消火器の設

置・使用ないし保守点検に関する継続的契約の締結について勧誘するに際し、下記の勧誘行為をしてはならない。

(1) 「株式会社日本消火器管理センターないし日本消火器管理センターから商号変更した」、同社から「業務を引き継いだ」など、被告らと株式会社日本消火器管理センターとが同一ないし関連する法人だと誤認、混同させる内容を告げること

(2) 被告らの提供する消火器が業務用消火器であるのに、その事実及び業務用消火器の特徴や住宅用消火器との違いを告げないこと

(3) 被告らの契約が全国一有利な料金、価格であると告げること

(4) 消火器の全てに点検が必要であると告げること

(5) 全国で市民が家庭に消火器を設置する条例があると告げること

5 被告らは、前項の勧誘行為を記載した文書、図面、電子的記録（電子的方法、磁気的方式その他の知覚によっては認識できない方法で作られた記録をいう。）（被告内部で用いられる勧誘マニュアルを含む。）を破棄せよ。

15 6 被告らは、別紙対象となる表示記載の表示を行ってはならない。

第2 事案の概要

本件は、消費者契約法（以下「消契法」という。）2条4項の適格消費者団体である原告が、被告らに対し、①消契法12条3項に基づき、請求の趣旨1項記載の条項を内容とする意思表示の停止（請求の趣旨1項）及び同条項が記載された契約書ひな型が印刷された契約書用紙の廃棄（請求の趣旨3項）を求め、②特定商取引に関する法律（以下「特商法」という。）58条の18第2項2号に基づき、請求の趣旨2項記載の旨を内容とする意思表示の停止（請求の趣旨2項）及びその旨が記載された契約書ひな型が印刷された契約書用紙の廃棄（請求の趣旨3項）を求め、③特商法58条の18第1項に基づき、請求の趣旨4項記載の勧誘行為の停止（請求の趣旨4項）及び同勧誘行為を記載した文書等の破棄（請求の趣旨5項）を求め、④不当景品類及び不当表示防止法（以下「景表法」という。）

30条1項に基づき、請求の趣旨6項記載の表示の差止め（請求の趣旨6項）を求める事案である。

第3 前提事実（証拠摘示のない事実は争いのない事実及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実）

1 当事者等

(1) 原告は、消契法13条1項に基づく内閣総理大臣の認定を受けた同法2条4項の適格消費者団体である。

(2) 第1事件被告は、平成11年6月3日に設立されたリース消火器等のフランチャイズチェーンシステムによるリースショップの経営等を目的とする事業者（消契法2条2項、景表法2条1項）であり、消火器のリース契約に関する訪問販売を行う役務提供事業者（特商法2条1項）である。

第1事件被告の商業登記簿上の本店所在地は、東京都大田区蒲田四丁目18番27号である。第1事件被告の代表取締役は、森山典英（以下「森山」という。）が務めている。

川村貴志（以下「川村」という。）は、平成28年5月から平成30年2月まで、第1事件被告の仙台支部の営業員であった。

(3) 第2事件被告は、昭和58年5月17日に設立された火災報知器・消火器のフランチャイズチェーンシステムによるリースショップの経営等を目的とする事業者（消契法2条2項、景表法2条1項）であり、消火器のリース契約に関する訪問販売を行う役務提供事業者（特商法2条1項）である。

第2事件被告の商業登記簿上の本店所在地は、東京都中央区日本橋本石町四丁目5番15号である。第2事件被告の代表取締役も、森山が務めている。

2 被告らによる別紙「パッケージリース契約条項①」及び「パッケージリース契約条項②」が含まれる契約書等を使用した消火器の保守が含まれるリース契約の締結

(1) 被告らは、第1事件被告が平成30年3月5日付けで東北経済産業局長及び

宮城県知事（以下「東北経済産業局長ら」という。）から業務停止命令（6か月）を受けるまで、消費者との間で、別紙「パッケージリース契約条項①」及び「パッケージリース契約条項②」（以下、これらを併せて「本件契約条項」という。）が含まれるパッケージリース契約書（乙2。以下「本件契約書」という。）並びに同契約書と一体となっている天秤（てんびん）と題する書面（乙3。以下「天秤」といい、本件契約書と天秤を併せて、以下「本件契約書等」という。）を使用して、消火器の保守が含まれる消火器のリース契約を締結していた（以下、本件契約書等を使用した消火器の保守が含まれる消火器のリース契約を「本件契約」という。）。

(2) 本件契約の内容は、要旨、次のとおりである。

ア リース物件 業務用消火器1台

イ リース期間 10年

ウ リース料金 2万9800円（消費税別）

エ 支払方法 一括前払又は月払

オ リース物件の返還

リース物件の所有権は、借主に移転せず、借主は、リース期間が終了したとき又は本件契約が途中で終了したとき、リース物件を貸主に返還する。

カ リース物件の保守契約

リース物件の保守契約は、借主の「Pc保守契約」の申込みにより成立する。保守期間は10年間（本件契約年月日から10年目に当たる契約月日まで）とする。保守料金は無料とする（①消火剤充填8000円、②炭酸ボンベ計量2500円、③整備点検3100円、④火災使用8500円、⑤容器再提供2万1000円、⑥1棟点検結果報告書作成料1万5000円は無料）。

(3) 本件契約条項の一部は、別紙契約条項目録(1)及び同(2)の条項記載のとおりである（以下、本件契約条項の11条2項及び12条3項後段を「本件違約金条

項」，同 1 1 条 1 項を「本件解約制限条項」，同 1 1 条 4 項を「本件自動更新条項」，同 1 3 条 5 項を「本件弁護士費用負担条項」，同 1 0 条 1 項ないし 3 項を「本件契約当事者変更条項等」，同 1 条 4 項を「本件連帯債務条項」，同 4 条 4 項を「本件受領関連条項 1」，同 5 項を「本件受領関連条項 2」，同 5 条を「本件維持管理責任条項」，同 7 条を「本件損害負担条項」，同 1 3 条 2 項を「本件一括前払等条項」，同 1 6 条 1 項を「本件合意管轄条項」という。）。
5

3 消契法 4 1 条に基づく書面による事前の請求

(1) 原告は，平成 3 0 年 7 月 1 2 日，第 1 事件被告に対し，消契法 4 1 条に定める事項を記載した書面をもって，消費者との間で，本件契約を締結するに際し，前記請求の趣旨記載の各措置を採るよう請求し，同書面は，同月 1 4 日，第 1 事件被告に到達した。
10

原告は，同月 2 6 日，仙台地方裁判所に対し，第 1 事件を提起した（顕著な事実）。

(2) 原告は，令和元年 1 1 月 2 8 日，第 2 事件被告に対し，消契法 4 1 条に定める事項を記載した書面をもって，消費者との間で，本件契約を締結するに際し，前記請求の趣旨記載の各措置を採るよう請求し，同書面は，同日，第 2 事件被告に到達した（甲 2 1 の①，弁論の全趣旨）。
15

原告は，同年 1 2 月 2 0 日，仙台地方裁判所に対し，第 2 事件を提起した（顕著な事実）。

第 4 当事者の主張 20

（原告の主張）

1 請求の趣旨 1 項ないし 3 項

(1) 本件契約条項の無効又は違法

ア 消契法による無効

本件契約条項は，次のとおり，消契法により無効である。
25

（ア） 本件違約金条項

本件契約は、消火器の設置・使用ないし保守点検に関する継続的契約であり、その法的性質は、消火器の賃貸借契約及び消火器の保守点検という役務提供契約が一体となった契約と解される。

動産賃貸借契約においては、損害賠償の予約又は違約金の定めがある場合にも不当に高額でない範囲に制限されるという一般法理がある。また、役務提供型の契約においては、役務の提供者に生じる損害をてん補する限り、解約は制限されないという一般法理がある。

しかし、本件違約金条項は、消費者が本件契約を中途解約した場合又は解除された場合に、解約・解除の時期又は事由を問わずリース料残余相当額を一括して支払わなければならない旨定めているから、民法の規定に比べ消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項である（消契法10条前段）。

また、本件違約金条項によって消費者が受ける不利益が多であること、本件契約の内容や本件契約条項について十分な説明がされていないこと、本件契約の締結について勧誘をするに際し、違法又は不当な勧誘行為が行われていることなどに照らせば、本件違約金条項は、信義則に反し消費者の利益を一方的に害する条項である（消契法10条後段）。

よって、本件違約金条項は、消契法10条により無効である。

また、本件違約金条項の内容からすれば、本件違約金条項が定める損害賠償の予定額又は違約金の額は、本件契約と同種の消費者契約の解除に伴い被告らに生ずべき平均的な損害の額を超える。

よって、本件違約金条項は、消契法9条1号により無効である。

(イ) 本件解約制限条項

継続的な役務提供型の契約においては、役務の提供者に生じる損害をてん補する限り、役務提供を受ける側に解約権を付与することによって、受領を強いられる状況から解放する手段を認めるのが一般法理というべき

である。

しかし、本件解約制限条項は、本件契約の中途解約を禁止しているから、上記一般法理に比べ、消費者の義務を加重する条項である（消契法10条前段）。

5 また、上記(ア)で述べた事実からすれば、本件解約制限条項は、信義則に反し消費者の利益を一方的に害する条項である（消契法10条後段）。

よって、本件解約制限条項は、消契法10条により無効である。

(ウ) 本件自動更新条項

10 本件自動更新条項は、当該契約の相手方が当該契約の更新の申し出をしないとき、当該契約は更新されたものとみなす旨定めているから、消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項に該当する（消契法10条前段）。

15 また、本件契約では10年もの長期間に及ぶ解約が制限されており、消費者の不作为によって契約が更新されたものとみなされることの不利益は極めて大きい一方、自動更新により消費者が受ける利益はほとんどない。したがって、本件自動更新条項は、信義則に反し消費者の利益を一端的に害する条項である（消契法10条後段）。

よって、本件自動更新条項は、消契法10条により無効である。

(エ) 本件弁護士費用負担条項

20 一般に、弁護士費用は、当該弁護士を依頼した者が負担し、当然に相手方当事者に負担を求めうるものではない。しかし、本件弁護士費用負担条項は、紛争の内容及び責任の有無並びに裁判等の結果の如何によらず、これを一律に消費者が負担する旨定めているから、一般法理に比べて消費者の義務を加重する条項であり（消契法10条前段）、信義則に反し消費者の利益を一端的に害する条項である（同条後段）。

25 よって、本件弁護士費用負担条項は、消契法10条により無効である。

(オ) 本件契約当事者変更条項等

本件契約当事者変更条項等は、契約当事者及び契約形態が契約締結時に確定せず、かつ、契約締結後の消費者の関知し得ない事情に左右されることを消費者が予め認めることとなっている点で、法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比べて消費者の権利を制限する条項である（消契法10条前段）。

また、本件契約当事者変更条項等は、本来置く必要はない条項を置くことによって消費者に無用な混乱を生じさせるものであるから、信義則に反し消費者の利益を一方的に害する条項である（消契法10条後段）。

よって、本件契約当事者変更条項等は、消契法10条により無効である。

(カ) 本件連帯債務条項

民法上、代理人とは、本人の授権により本人に代わり法律行為を行う者にすぎず、契約の法的効果の帰属主体ではない。しかし、本件連帯債務条項は、借主の代理人が本件契約書に署名した場合に、当該代理人に連帯債務を負わせる旨定めているから、民法の代理人の規定に比して消費者の義務を加重する条項である（消契法10条前段）。

また、本件連帯債務条項は、その意味が不明確であること、本件契約書が借主の代理人の連帯債務を負担する意思を確認できる書式になっていないことなどからすれば、信義則に反し消費者の利益を一方的に害する条項である（消契法10条後段）。

よって、本件連帯債務条項は、消契法10条により無効である。

(キ) 本件受領関連条項1，同2，本件維持管理責任条項及び本件損害負担条項

a 本件受領関連条項1

本件受領関連条項1は、消費者の瑕疵担保責任を制限する条項と解されるから、消契法8条1項1号（平成29年法律第45号による改正前

の消契法 8 条 1 項 5 号) により無効である。

b 本件受領関連条項 2

民法上、弁済の提供を受けた者が受領遅滞の責任を負うには、債務者が債務の本旨に従った弁済の提供をしたにもかかわらず、債権者が債務の履行を受けることを拒み又は受けることができないとの要件が必要とされているところ、本件受領関連条項 2 は、被告らによる物件の提供が債務の本旨に従ったものかどうかを問わず消費者に支払義務を負わせているから、民法の規定に比して消費者の義務を加重する条項であり（消契法 10 条前段）、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項である（同後段）。

よって、本件受領関連条項 2 は、消契法 10 条により無効である。

c 本件維持管理責任条項

民法上、賃貸借契約等の継続的契約において、賃借人は善管注意義務を負う。しかし、本件維持管理責任条項は、契約の相手方に消火器の維持管理責任を負わせ、整備保守を有資格者に委託しなければならない旨を定めているから、民法の規定に比して消費者の義務を加重する条項であり（消契法 10 条前段）、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項である（同後段）。

よって、本件維持管理責任条項は、消契法 10 条により無効である。

d 本件損害負担条項

民法上、当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができる。したがって、本件契約においても、契約の相手方に帰責事由がなく本件消火器が滅失等した場合に被告らに生じる損害は、被告らが負担することとなる。しかし、本件損害負担条項は、消費者の過失の有無にかかわらず、本件消火器が滅失等した場合に被告らに生じ

る損害を消費者が負担する旨定めているから、民法の規定に比して消費者の義務を加重する条項であり（消契法10条前段）、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項である（同後段）。

よって、本件損害負担条項は、消契法10条により無効である。

5 (ク) 本件一括前払等条項

本件一括前払等条項は、契約日から約10日後に「ご請求のしおり」及び郵便局払込用紙を送付する旨を定めているところ、これは、本件契約書が特商法4条及び5条の要件を満たす書面であることを前提に（しかし、本件契約書はその要件を満たしていない。）、消費者が本件契約書を受領してから8日が経過してから請求書及び払込票用紙を送付することで、消費者にクーリング・オフ期間が徒過していると誤信させるための条項である。よって、本件一括前払等条項は、クーリング・オフ保護の法理に比して消費者の権利を制限する条項であり（消契法10条前段）、信義則に反し消費者の利益を一方的に害する条項である（同後段）。

15 よって、本件一括前払等条項は、消契法10条により無効である。

(ケ) 本件合意管轄条項

本件合意管轄条項は、民事訴訟法（以下「民訴法」という。）4条及び5条が定める管轄に比べて裁判を受けられる裁判所を限定するものであるから、民訴法の規定に比べて消費者の権利を制限する条項である（消契法10条前段）。

20 また、被告らの顧客の多くが宮城県に在住しており、本件契約に係る消火器（以下「本件消火器」という。）も宮城県内に置かれているにもかかわらず、横浜簡易裁判所又は横浜地方裁判所を専属管轄とすることは、信義則に反し消費者の利益を一方的に害する（消契法10条後段）。

25 よって、本件合意管轄条項は、消契法10条により無効である。

(コ) 本件契約条項全部

本件契約条項には、無効な条項が多数含まれているだけでなく、意味が不明な条項も多数含まれており、条項相互の優先関係も不明である。そして、本件契約条項は、全体として、消費者に契約内容を理解させないまま不利益な契約を締結させるためのツールとなっている。

5 以上によれば、本件契約条項全部が消契法10条によって無効となると
 いうべきである。

イ 特商法違反

本件違約金条項は、本件契約の解約又は解除の時期にかかわらず、残リース期間に係るリース料全額の支払を義務付けているから、本件契約の締結及び履行のために通常要する費用の額並びに被告らの役務の対価に相当する額以上の損害賠償の予約を定める条項である。

よって、本件違約金条項は、特商法10条1項3号及び4号に違反する。

(2) 被告らが本件契約を締結するおそれ

被告らは、不特定かつ多数の者との間で、本件契約を締結するおそれがある。

15 (3) よって、原告は、被告らに対し、消契法12条3項及び特商法58条の18 第2項2号に基づき、請求の趣旨1項ないし3項記載の判決を求める。

2 請求の趣旨4項及び5項

(1) 被告らが特商法58条の18第1項所定の勧誘行為を行うおそれ

ア 被告らは、本件契約を締結するに際し、請求の趣旨4項(1)ないし(5)記載の
20 勧誘行為を行っていた。

イ 請求の趣旨4項(1)及び(3)ないし(5)記載の勧誘行為は、顧客が本件契約の締結を必要とする事情に関する事項（特商法6条1項6号）又は本件契約に関する事項であって、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの（同法6条1項7号）につき不実のことを告げる行為（以下、この行為を「不実告知」という。）に該当する（同法58条の18第1項1号ハ）。

25 また、被告らは、本件契約を締結するに際し、顧客に対し、本件消火器が

業務用消火器であること、具体的には、消火器には業務用と住宅用の２種類があり、被告らが提供しているのは業務用消火器であることを告げた上、業務用消火器の特徴や住宅用消火器との違い、具体的には、業務用消火器は住宅用消火器に比べ一般に消火能力に優れており、用途に応じて様々な種類があるものの、住宅用消火器と比較して価格が高く、重く、適切な保守点検がなされていないと有効に使用できない可能性があり、他方、住宅用消火器は、業務用に比べて消火能力は劣るものの、業務用消火器と比較して価格が安く、小さくて軽く、維持管理が容易であることを告げなければならないのに、故意にその事実を告げなかった。よって、請求の趣旨４項(2)記載の勧誘行為は、商品の種類及びその性能若しくは品質（特商法５８条の１８第１項１号イ）につき、故意に事実を告げない行為（以下、この行為を「故意の事実不告知」という。）に該当する（特商法５８条の１８第１項２号）。

ウ 被告らは、不特定かつ多数の者に対し、請求の趣旨４項(1)ないし(5)記載の勧誘行為を行うおそれがある。

(2) よって、原告は、被告らに対し、特商法５８条の１８第１項に基づき、請求の趣旨４項及び５項記載の判決を求める。

3 請求の趣旨６項について

(1) 被告らが景表法３０条１項所定の表示をするおそれ

ア 被告らは、本件契約を締結するに際し、別紙対象となる表示記載の表示を行っていた。

イ 別紙対象となる表示の表示内容(1)及び(3)の表示は、景表法３０条１項２号の商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示（景表法３０条１項２号。以下、この表示を「有利誤認表示」という。）に該当する。

別紙対象となる表示の表示内容(2)の表示は、商品又は役務の品質、規格そ

の他の内容について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると誤認される表示（景表法30条1項1号。以下、この表示を「優良誤認表示」という。）に該当する。

ウ 被告らは、不特定かつ多数の一般消費者に対し、別紙対象となる表示記載の表示を行うおそれがある。

(2) よって、原告は、被告らに対し、30条1項に基づき、請求の趣旨6項記載の判決を求める。

(被告らの主張)

1 請求の趣旨1項ないし3項に対して

(1) 本件契約条項の無効又は違法に対して

ア 消契法による無効に対して

本件契約条項が消契法により無効であることは争う。

（ア） 本件違約金条項に対して

本件契約の法的性質は、主に賃貸借であるところ、民法上、期間の定めのある賃貸借において、契約期間中の一方的な解約は原則として認められない。また、賃貸人に何ら債務不履行等がないにもかかわらず、賃借人から一方的な解約をされる場合において、損害が填補される程度の違約金条項が定められることは一般的であるところ、中古の消火器の返還を受けてもこれを現金化することは困難であるから、解約時に残リース期間に係るリース料相当額の損害を填補する必要性が高い。したがって、本件違約金条項は、消契法10条前段に該当しない。

また、被告らは、本件契約を締結するに際し、消費者に本件契約の内容を具体的に説明していること、消火器は長期間にわたって設置されることが一般的であるため、契約期間が長期にわたることで消費者に生じる不利益はほとんどないこと、本件違約金条項が定める違約金の額は最大でも3

万2180円であり、本件契約の内容を踏まえれば決して高額ではないことからすれば、本件違約金条項は、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものとはいえず、消契法10条後段に該当しない。

よって、本件違約金条項は、消契法10条に該当しない。

また、既に述べた事実からすれば、本件違約金条項は、消契法9条1号にも該当しない。

(イ) 本件解約制限条項に対して

リース契約においては、一般に、リース業者がリース物件を購入するにあたって自ら投下した資本と手数料収入をユーザーから確実に回収するため、中途解約を禁止する条項が設けられており、そのような条項は有効であると解されている。したがって、本件解約制限条項は、リース契約において一般に定められる中途解約を禁止する条項と比較して、消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する条項であるといえず、消契法10条前段に該当しない。

また、上記(ア)で述べた事実からすれば、本件解約制限条項は、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものといえず、消契法10条後段に該当しない。

(ウ) 本件自動更新条項に対して

消費者が10年間で支払うこととなるリース料合計額は、3万円前後の金額であり、多額といえるものではなく、その金額を支払うことで10年間にわたって消火器のリースを受けられることを考慮すれば、本件自動更新条項による不利益が極めて大きいとはいえない。また、自動更新についての優遇措置がないことは一般的であるし、自動更新を定めた条項のような一般的な条項についてまで明示的に説明しなければ信義則に反するとはいえない。さらに、消火器はその性能や取引価格の相場が大幅に変動する商品でもないから、契約期間が10年にわたることが消費者にとって不

利益とはいえない。

以上の事実からすれば、本件自動更新条項は、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものといえず、消契法10条に該当しない。

(エ) 本件弁護士費用負担条項に対して

5 被告らが本件消火器を消費者に引き渡してリースを開始した状況において、紛争が生じる原因の大部分が消費者の債務不履行にあることを考慮すれば、本件弁護士費用負担条項は、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものとまではいえない。

(オ) 本件契約当事者変更条項等に対して

10 本件契約当事者変更条項等は、本件契約には、被告らが貸主の地位にある場合と、被告らが第三者であるリース会社へ本件契約の目的物を譲渡した場合があることを明示しており、消費者に無用な混乱や誤解を生じさせる条項ではない。一般に、賃貸借契約において目的物の所有権が譲渡された場合に賃貸人の地位が変更され、当該契約が不成立ないし無効であった場合には、当初の契約関係が存続することとなるところ、本件契約当事者
15 変更条項等は、上記の趣旨を定めたものであって、本件契約当事者変更条項等が存在することによって、消費者が不安定な立場に置かれるわけではない。

よって、本件契約当事者変更条項等は、消契法10条に該当しない。

20 (カ) 本件連帯債務条項に対して

本件連帯債務条項は、代理人である「戊」が契約当事者に代わって契約書に署名をした場合に、当該代理人が顧客の債務を保証する旨を規定したものであって、不明確な規定でも義務なき者に債務を負担させる規定でもないから、消契法10条に該当しない。

25 (キ) 本件受領関連条項1、同2、本件維持管理責任条項及び本件損害負担条項に対して

a 本件受領関連条項 1 に対して

本件受領関連条項 1 は、消費者が本件消火器を受領した後には、法的な根拠なく返品又は交換することができない旨を定めた規定と解されるから、消契法 8 条 1 項 1 号（平成 29 年法律第 45 号による改正前の消費者契約法 8 条 1 項 5 号）に該当しない。

b 本件受領関連条項 2 に対して

本件受領関連条項 2 は、消費者が被告らから本件消火器の提供を受けた場合において、その履行を拒絶したとしても、原則として反対債務を免れるものではないという一般法理を定めたものであるから、消契法 10 条に該当しない。

c 本件維持管理責任条項に対して

一般に、リース契約において、ユーザーが目的物の善管注意義務を負う旨の規定は有効と解されているから、本件維持管理責任条項は消契法 10 条に該当しない。

d 本件損害負担条項に対して

一般に、リース契約において、リース期間中に生じる損害について、リース物件を占有するユーザーが危険を負担する旨の規定は有効と解されているから、本件損害負担条項は消契法 10 条に該当しない。

(ク) 本件一括前払等条項に対して

本件一括前払等条項は、消費者にクーリング・オフ期間を徒過させることを意図した規定ではない。事業者がクーリング・オフ期間内に請求書を送らなければならないという一般法理は存在せず、契約日から 10 日程度経過した頃に請求書を送付することが信義則に反し消費者の利益を一方的に害するとはいえない。

よって、本件一括前払等条項は消契法 10 条に該当しない。

(ケ) 本件合意管轄条項に対して

管轄の合意は民訴法上認められており、実務上も、消費者と金融機関との間で締結される金銭消費貸借契約において、金融機関の本店所在地を管轄する裁判所や東京地方裁判所等を専属的合意管轄裁判所として定めている例は多々あること、被告らの顧客は関東地方にも点在しており、東京周辺の裁判所を管轄裁判所とする必要があることなどからすれば、本件合意管轄条項は消契法10条に該当しない。

(コ) 本件契約条項全部に対して

本件契約条項全部が消契法10条により無効であることは争う。

イ 特商法違反に対して

被告らは、中古の消火器の返還を受けてもこれを換価することが困難であるから、一度消火器をリースした時点で当該消火器の残存価値は存在しないに等しい。そのため、消火器のリースという役務の対価は、その期間の長短にかかわらず、10年間のリース料全額である。

したがって、本件違約金条項に定められている違約金の額は、本件契約の締結及び履行のために通常要する費用の額並びに被告らの役務の対価に相当する額を超えないから、本件違約金条項は特商法10条1項3号及び4号に違反しない。

(2) 被告らが本件契約を締結するおそれに対して

被告らが、不特定かつ多数の者との間で、本件契約を締結するおそれがあることは否認する。被告らは、第1事件被告が平成30年3月5日付けで東北経済産業局長らから業務停止命令(6か月)を受けた後、仙台市に設けていた事業所を閉鎖し、新規顧客との間で契約を締結していない。被告らが、不特定かつ多数の者との間で、本件契約を締結するおそれはない。

2 請求の趣旨4項及び5項に対して

(1) 被告らが特商法58条の18第1項所定の勧誘行為を行うおそれに対して

ア 被告らが、本件契約を締結するに際して、請求の趣旨4項(1)ないし(5)記載

の勧誘行為を行っていたことは、否認する。

イ 請求の趣旨 4 項(1)及び(3)ないし(5)記載の勧誘行為が、不実告知に該当すること、及び、請求の趣旨 4 項(2)記載の勧誘行為が、故意の事実不告知に該当することは、いずれも争う。

ウ 被告らが、不特定かつ多数の者に対して、請求の趣旨 4 項(1)ないし(5)記載の勧誘行為を行うおそれがあることは、否認する。その理由は、上記 1 (2)で述べたとおりである。

3 請求の趣旨 6 項に対して

(1) 被告らが景表法 30 条 1 項所定の表示をするおそれに対して

ア 被告らが、本件契約を締結するに際して、別紙対象となる表示記載の表示を行っていたことは、認める。

イ 別紙対象となる表示の表示内容(1)及び(3)の表示が、有利誤認表示に該当すること、及び、別紙対象となる表示の表示内容(2)の表示が、優良誤認表示に該当することは、いずれも争う。

ウ 被告らが、不特定かつ多数の一般消費者に対して、別紙対象となる表示記載の表示を行うおそれがあることは、否認する。その理由は、上記 1 (2)で述べたとおりである。

第 5 争点

1 請求の趣旨 1 項ないし 3 項の争点

(1) 別紙契約条項目録(1)及び同(2)の条項は、消契法 8 条ないし 10 条により無効か。本件契約条項全部は、消契法 10 条により無効か (争点 1・本件契約条項の有効性)。

(2) 本件違約金条項は、特商法 10 条 1 項 3 号及び 4 号に違反するか (争点 2・本件違約金条項の違法性)。

(3) 被告らは、不特定かつ多数の者との間で、本件契約を締結するおそれがあるか (争点 3・本件契約締結のおそれ)。



2 請求の趣旨 4 項及び 5 項の争点

- (1) 被告らは、本件契約を締結するに際し、請求の趣旨 4 項(1)ないし(5)記載の勧誘行為を行っていたか(争点 4・勧誘行為の有無)。
- (2) 請求の趣旨 4 項(1)及び(3)ないし(5)記載の勧誘行為は、不実告知に該当するか。
請求の趣旨 4 項(2)記載の勧誘行為は、故意の事実不告知に該当するか(争点 5・勧誘行為の特商法該当性)。
- (3) 被告らは、不特定かつ多数の者に対して、請求の趣旨 4 項(1)ないし(5)記載の勧誘行為を行うおそれがあるか(争点 6・勧誘行為を行うおそれ)。

3 請求の趣旨 6 項の争点

- (1) 別紙対象となる表示の表示内容(1)及び(3)の表示は、有利誤認表示に該当するか。別紙対象となる表示の表示内容(2)の表示は、優良誤認表示に該当するか(争点 7・表示の景表法該当性)。
- (2) 被告らは、不特定かつ多数の一般消費者に対して、別紙対象となる表示記載の表示を行うおそれがあるか(争点 8・表示を行うおそれ)。

第 6 争点に対する判断

- 1 争点 3・本件契約締結のおそれ、争点 4・勧誘行為の有無、争点 6・勧誘行為を行うおそれ及び争点 8・表示を行うおそれに対する判断

- (1) 本件では、まず、上記争点について判断する。
- (2) 証拠(甲 2 ないし 1 2, 1 6 ないし 2 2, 2 7, 3 2 ないし 4 5, 5 6 ないし 5 8 (書証の枝番の記載は省略した。以下、同様に書証の枝番の記載を省略することがある。)) 及び弁論の全趣旨を総合すれば、次の事実が認められる。
この認定に反する川村の陳述(乙 1 7) 及び証言並びに森山の陳述(乙 1 8) 及び供述は、いずれも信用することができない。

ア 仙台地方裁判所平成 1 7 年(ワ)第 1 3 7 4 号事件において、平成 1 9 年 1 月 3 0 日、同事件の原告らと同事件の被告らである第 2 事件被告及び森山との間で、裁判上の和解が成立した。同和解条項の 5 項の内容は、次のとおりで

あった。

第2事件被告は、次のことを確約する。

今回の原告らに対する勧誘方法と契約内容の説明を巡り、紛争があったことを認め、今後本件と同様の紛争が発生しないよう以下に定める事項を遵守するなど、最善の努力を尽くすことを確約する。

- (1) 勧誘時に、リース契約締結目的であることを明示すること
- (2) 勧誘時に、当該顧客が従前から取引していた業者であると誤認させるような説明を行わないこと
- (3) 顧客の年齢、判断能力及び財産状況に照らし、不相当と認められる勧誘方法をしないこと
- (4) 契約内容、特にリース契約の仕組み、リース代金の支払条件、保守契約の同時締結及び支払条件について明確に説明すること
- (5) 契約書面にクーリング・オフについての事項を適正に記載し、かつ、読み上げ等の方法により告知を徹底すること
- (6) 顧客からのクーリング・オフの申し出に対して、誠実にクーリング・オフの処理をすると共に、速やかに原状回復をすること
- (7) 今後、宮城県消費生活センター、仙台消費生活センター、宮城県内市町村消費者相談窓口が行う契約内容・契約書面・勧誘方法の是正についての指導又は要請に誠実かつ速やかに応じること

イ 全国の消費生活センターにおける平成28年4月1日から平成30年3月5日までの被告らに関する消費者からの相談受付件数は、465件であった。相談受付数の上位3県は、宮城県（393件）、東京都（19件）、神奈川県（7件）であった。

第1事件被告は、第1事件の営業活動に関し、平成29年7月21日、宮城県から、①訪問販売をしようとするときは、その勧誘に先立って、その相手方に対し、氏名又は名称、リース契約の締結について勧誘をする目的であ

る旨及び当該勧誘に係る商品の種類を明らかにすること（特商法3条関係）、
②勧誘するに際し、又は契約申込みの撤回・解除を妨げるため不実のことを
告げないこと（同法6条関係）、③老人その他の者の判断力の不足に乘じ、
訪問販売に係るリース契約を締結させないこと、また、顧客の知識、経験及
び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行わないこと（同法7条
4号関係）を指導事項とする業務の改善指導を受け、森山は、同日、宮城県
知事に対し、上記指導事項を遵守し業務を改善することを確約した。

ウ(ア) 株式会社日本消火器管理センター（以下「訴外会社」という。）は、平成
3年3月27日に設立された火災警報機器及び消防機器の販売並びに点
検等を目的とする会社であり、被告らとは別法人であるが、第1事件被告
の営業員である川村は、平成29年8月、数か月前に訴外会社から消火器
を購入していたAないしD（いずれも年金生活者）の自宅を訪問し、Aな
いしDに対し、「株式会社日本消火器管理センターが防災センターと合併
した。システムが変わりリース契約になった。」、「防災センターの川村で
す。お客様が契約している消火器の会社の社名が変わりました。」、「日本
消火器管理センターです。社名が株式会社日本消火器管理センターから株
式会社防災センターに変わりました。」、「株式会社日本消火器管理センタ
ーは倒産して当社の防災センターに変わったので、消火器を交換する。」
などと、第1事件被告が訴外会社と同一ないし関連する法人である旨を告
げ、川村から上記説明を受けたAないしDは、訴外会社と第1事件被告が
合併した、訴外会社の名称が変わった、訴外会社が倒産した、訴外会社の
契約方法が変わったなどと思い、第1事件被告との間で本件契約を締結し、
訴外会社から購入した消火器を被告らからリースした消火器に変更した。

(イ) 森山は、上記(ア)の件について、東北経済産業局長らから弁明の機会を付
与されたところ、平成30年2月6日、消費者庁、経済産業省、宮城県及
び原告に対し、将来性に負担があるリース消火器事業（以下「本件事業」

という。)から全面的に撤退することを決定した、営業活動(営業契約行為の最終日を平成30年2月9日限りとする)・事業活動を全面的に廃業し、第1事件被告を解散・清算する、顧客に対する10年保証の債務は、顧客に損害を与えないように検討し実行するが、新規営業契約を一切しないことなどを通知し、同日、第1事件被告を解散した旨の登記手続を行った。

(ウ) 東北経済産業局長らは、上記(ア)の件について、第1事件被告に対し、平成30年3月5日付けで、業務停止命令(6か月)を行った。

森山は、東北経済産業局長らが上記(ア)の事実を認定して上記業務停止命令を行ったことを不服として、同月9日、第1事件被告について会社継続の登記手続を行い、その後、顧客及び仙台消費者センターセンター長に対し、第1事件被告は通常の業務を行っていること及び上記業務停止命令に対する取消請求訴訟を提起することなどを通知した(なお、その後、第1事件被告は、仙台地方裁判所に対し、国及び宮城県を被告として、上記業務命令等の取消しを求める事件を提起した(同裁判所平成30年(ワ)第7号)。同裁判所は、令和元年11月5日、上記業務命令等の取消しを求める第1事件被告の請求を棄却する判決等をし、その後、同判決は、確定した。))。

エ 全国の消費生活センターにおける平成30年3月6日から同年8月28日までの被告らに関する消費者からの相談受付件数は、88件であった。88件の内訳は、北海道地方・東北地方が71件、関東地方が16件、その他が1件であった。

(3) 被告らは、上記(2)ウ(ア)の認定の根拠となったAないしDの各供述調書(甲35ないし38)及び川村の供述調書(甲32。以下「川村調書」という。)は信用性がないと主張する。

しかし、証拠(甲42, 43)及び弁論の全趣旨を総合すれば、AないしD

の各供述調書は、AないしDの意思に基づいて作成された文書と認められ、この認定を覆す証拠はない。そして、AないしDの各供述調書の内容は、これを裏付ける客観的な証拠があり（AないしDはいずれも、川村から、訴外会社の社名が変更されて第1事件被告になった旨が記載された社名変更連絡と題する文書及び第1事件被告の旧商号が訴外会社である旨が記載された社員証票名刺を受取っており、これらの書面を消費生活センターに提出していた。）、内容自体にも不自然不合理な点が見当たらない。よって、AないしDの各供述調書の内容は信用することができる。

また、川村調書も、川村の意思に基づいて作成された文書と認められるところ（この点は川村も認めている。）、川村調書の内容は、信用することができる。AないしDの各供述調書の内容と整合しており、内容自体にも不自然不合理な点が見当たらない。よって、川村調書の内容も信用することができる。この点について川村は、長時間の聴取を受けて疲弊し、署名しないと解放してもらえないと思い、川村調書に署名押印したものであり、川村調書には事実と異なる記載内容が多々あると証言する。しかし、川村調書の内容が事実と異なることは立証されていない。また、川村調書には、第1事件被告の仙台支部の人員体制、川村が出社してから消費者宅を訪問するまでの業務内容及び川村が消費者宅から帰社した後の業務内容等、川村の供述を録取した東北経済産業局の担当者及び宮城県の担当者並びにAないしDが知り得ない事実が記載されており、このような点も併せて考えれば、川村調書の内容の信用性に疑念を差し挟む余地はない。川村調書には事実と異なる記載内容が多々あるとの川村証言は信用することができない。

- (4) 上記(2)の認定事実のとおり、第2事件被告及び森山は、平成19年1月、裁判上の和解で、第2事件被告は、勧誘時に、当該顧客が従前から取引していた業者であると誤認させるような説明を行わないことなどを確約したにもかかわらず、全国の消費生活センターには、平成28年4月1日から平成30年3

月5日までの間に、被告らに関する消費者からの相談が465件寄せられた。
また、宮城県は、平成29年7月21日、第1事件被告に対し、勧誘するに際し、又は契約申込みの撤回・解除を妨げるため不実のことを告げないことなどを指導事項とする業務の改善指導を行い、森山は、同日、宮城県知事に対し、
5 上記指導事項を遵守し業務を改善することを確約したにもかかわらず、その直後の同年8月、川村は、多数の消費者に対し、第1事件被告と訴外会社とが同一ないし関連する法人だと誤認させるような説明を行って、当該消費者との間で本件契約を締結した。さらに、森山は、上記の本件契約締結の件について、東北経済産業局長らから弁明の機会を付与されたとき、本件事業から全面的に
10 撤退する、第1事件被告を解散・清算する、新規営業契約は一切しないことなどを通知したにもかかわらず、東北経済産業局長らから業務停止命令が出されると、同処分の原因となった事実の認定を不服として、顧客及び仙台消費者センターセンター長に対し、第1事件被告は通常の業務を行っていることなどを通知し、全国の消費生活センターには、平成30年3月6日から同年8月28
15 日までの間に、被告らに関する消費者からの相談が88件寄せられた。

以上の事実によれば、仮に、被告らが、東北経済産業局長らから業務停止命令が出された後、新規顧客との間で本件契約を締結していないとしても、被告らは、今後、不特定かつ多数の者との間で、本件契約を締結するおそれがあると認められる。

20 (5) また、上記認定のとおり、川村は、本件契約を締結するに際し、消費者に対し、被告らと訴外会社とが同一ないし関連する法人だと誤認、混同させる内容を告げていたことからすれば、被告らは、今後、本件契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者に対し、請求の趣旨4項(1)記載の勧誘行為をするおそれがあると認められる。

25 また、証拠（甲68、69）及び弁論の全趣旨を総合すれば、消火器には業務用消火器と住宅用消火器があること、業務用消火器は、設置義務のある場所

への対応消火器であり、外観点検や内部点検、水圧点検を受ける必要があり、設計標準使用期限が10年であるのに対し、住宅用消火器は、点検が不要で、使用期限が5年であること、一般家庭には、軽量で、メンテナンスフリーで使える住宅用消火器の設置が推奨されていることが認められる。そして、証拠（甲4の③、15、証人川村）及び弁論の全趣旨を総合すれば、川村は、本件契約を締結するに際し、消費者に対し、本件消火器が業務用消火器であり、住宅用消火器より強力であることは説明していたが（被告らが顧客に対して交付していた書面（甲4の③・14頁）には、本件消火器が業務用消火器であること及び家庭用消火器としても強力であることが記載されていたから、これに沿う証人川村の証言は信用することができる。）、業務用消火器が住宅用消火器と比較して価格が高く、重く、適切な保守点検がなされていないと有効に使用できない可能性があること、すなわち、住宅用消火器が、業務用消火器と比較して価格が安く、軽く、維持管理が容易であること、また、一般家庭には住宅用消火器の設置が推奨されていることは説明していなかったと認められる。そして、川村が消費者に対して上記事項を説明していなかったのは、消費者に対して上記事項を説明すれば、消費者は本件契約を締結しないと考えたからと推認されるから、川村は、消費者に対し、故意に上記事項を説明していなかったと推認される。そうすると、被告らは、今後、本件契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者に対し、故意に上記事項を説明せずに勧誘行為をするおそれがあると認められる。

また、被告らは、本件契約を締結するに際し、別紙対象となる表示記載の表示を行っていたこと（争いがない。）からすれば、被告らは、今後、本件契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者に対し、請求の趣旨4項(3)の記載の勧誘行為をするおそれがあると認められ、また、不特定かつ多数の一般消費者に対し、別紙対象となる表示記載の表示を行うおそれがあると認められる。

また、既に認定してきた事実と弁論の全趣旨を総合すれば、被告らが本件契

約の締結を勧誘するに当たって作成したと認められる文書（甲5の①・7頁及び10頁）には、「消火器は購入代金と点検料金が必要です」、「6ヶ月ごと有効性の点検に合格が必須です」、「Q 業者さんが有効性を保証できる期間って、どの位ですか？ A 病院用・家庭用、どちらも毎年の検査に合格したその6ヶ月間以内ですよ（法律は）」などと記載されていることが認められることからすれば、被告らは、今後、本件契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者に対し、請求の趣旨4項(4)の記載の勧誘行為をするおそれがあると認められる。

また、被告らが本件契約の締結を勧誘するに当たって作成した文書（甲5の①・7頁）には、「Q 全国で市民が家庭に消火器を設置する条例があるの？ A ハイ 全国で条例があります」と記載されていることが認められることからすれば、被告らは、今後、本件契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者に対し、請求の趣旨4項(5)の記載の勧誘行為をするおそれがあると認められる。

(6) 以上の認定・判断を前提に、以下、他の争点について判断する。

2 争点1・本件契約条項の有効性及び争点2・本件違約金条項の違法性に対する判断

(1) 本件解約制限条項

ア 本件契約は、借主が、貸主である被告らから、10年間、消火器1台を2万9800円（消費税別）でリースすることができ、かつ、無料でその保守を受けられるという契約である（前記前提事実2(2)）。これによれば、本件契約は、消火器の賃貸借契約と消火器の保守という役務を提供する契約が一体となった契約と認められる。

そして、本件契約では保守料金が無料とされているが、本件消火器の価格は1万8000円（消費税別）であり、森山は同価格より低額で本件消火器を仕入れていること（甲15, 乙18, 森山本人及び弁論の全趣旨によれば、そのように認められる。）、天秤には①消火剤充填8000円、②炭酸ボンベ計量2500円、③整備点検3100円、④火災使用8500円、⑤容器再

提供2万1000円、⑥1棟点検結果報告書作成料1万5000円が無料と記載されていること（乙3）を総合すれば、本件契約のリース料金2万9800円の中には保守料金が含まれていると認められる。したがって、消火器の保守という役務を提供する契約（その法的性質は準委任契約及び請負契約と解される。）は、実質的に有償契約であると認められる（もっとも、後述するとおり、被告らは、本件契約において、本件消火器の借主に対し、本件消火器の保守を実施すると約していたにもかかわらず、本件消火器の保守を実施していなかったと認められる。）。

ところで、民法641条は、請負人が仕事を完成しない間は、注文者は、いつでも損害を賠償して請負契約の解除をすることができると定めている。また、民法656条及び651条は、委任者は、いつでも委任契約の解除をすることができると定めている（ただし、その場合、委任者は、受任者の損害を賠償しなければならないことがある。）。そうすると、消火器の保守という役務を提供する契約を中途においては解約することができないものとした本件解約制限条項は、法令中の公の秩序に関しない規定すなわち任意規定（ここにいう任意規定には一般的な法理等も含まれる（最判平成23年7月15日民集65巻5号2269頁）。）の適用による場合に比し、消費者の権利を制限する条項といえる。

よって、本件解約制限条項は、消契法10条前段に該当する。

イ 本件解約制限条項が信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるか否かは、消契法の趣旨、目的（同法1条参照）に照らし、当該条項の性質、契約が成立するに至った経緯、消費者と事業者との間に存する情報の質及び量並びに交渉力の格差その他諸般の事情を総合考量して判断されるところ（前掲最判）、本件解約条項の性質及び既に認定してきた事実を総合すれば、本件解約制限条項が信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項であることは明らかである。

よって、本件解約制限条項は、消契法10条後段に該当する。

ウ 以上によれば、本件解約制限条項は、消契法10条により無効である。

(2) 本件違約金制限条項

5 ア 本件違約金条項は、借主が本件契約を中途解約した場合（本件契約条項の
11条2項）又は借主が期限の利益を失って本件契約を解除された場合（本
件契約条項の12条3項後段）のいずれの場合も、借主は、貸主である被告
らに対し、リース料残余相当額を直ちに支払うという条項である。

10 イ 本件契約においては、本件契約が借主によって中途解約された場合又は本
件契約が借主の債務不履行によって貸主である被告らによって解除された
場合のいずれの場合も、借主は、本件消火器を被告らに返還することになっ
ているところ（本件契約条項の11条3項及び12条3項前段参照）、本件
消火器の設計標準使用期限は10年であるから（甲15、弁論の全趣旨）、
被告らは、上記解約又は解除がされた時期や借主から返還を受けたときの本
件消火器の状況等によっては、価値のある消火器の返還を受けられる（この
15 点について、被告らは、中古の消火器の返還を受けてもこれを換価すること
は困難であり、返還を受けた消火器の残存価値は存在しないに等しいなどと
主張し、森山もこれに沿う供述をするが、森山は、借主から返還を受けた消
火器の処分方法について裏付け証拠を提出して説明することができるにもか
かわらず、そのような説明をしないことからすれば、森山の上記供述を信
20 用することはできず、他に被告らの主張を認めるに足りる証拠はない。）。と
ころが、本件違約金条項は、上記解約又は解除がされた時期や借主から返還
を受けたときの本件消火器の状況等にかかわらず、借主は、被告らに対し、
リース料残余相当額を直ちに支払うという内容になっている。

25 また、消火器の保守という役務を提供する契約は、実質的に有償契約であ
ると認められることは、既に述べたとおりであるところ、本件契約が借主に
よって中途解約された場合又は本件契約が借主の債務不履行によって被告

らによって解除された場合のいずれの場合も、被告らは、その後、本件消火器の保守という役務を借主に提供する義務を免れる。ところが、本件違約金条項は、借主は、被告らに対し、リース料残余相当額を直ちに支払うという内容になっている。

5 以上によれば、被告らが、借主に対し、本件違約金条項に基づき、本件違約金条項が定める違約金の額の支払を請求することは、本件契約の解除が本件消火器の引渡し及び本件消火器の保守という役務の提供の開始前にされたときは、特商法10条1項4号に違反すると認められ（本件違約金条項が定める違約金の額は、同号の「契約の締結及び履行のために通常要する費用
10 の額」を超えると認められる。）、本件契約の解除が本件消火器の保守という役務の提供の開始後にされたときは、同項3号に違反すると認められる（本件違約金条項が定める違約金の額は、同号の「提供された当該役務の対価に相当する額」を超えると認められる。）。

15 また、本件違約金条項が定める違約金の額は、本件契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えると認められる（消契法9条1号）。

ウ 以上によれば、被告らが、借主に対し、本件違約金条項に基づき、本件違約金条項が定める違約金の額の支払を請求することは、本件契約が解除された時期によって、特商法10条1項3号又は4号に違反する。

20 また、本件違約金条項は、消契法9条1号により、本件契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える部分が無効となる（この点について、原告は、本件違約金条項は消契法10条によって無効となると主張するところ、その主張の趣旨は、本件違約金条項の全部が無効となるという点にあると解される。しかし、消契法の趣旨、目的
25 を十分考慮しても、本件契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えない部分まで無効とすることはできない

というべきである。よって、本件違約金条項の全部が消契法10条によって無効となるという原告の主張は採用することができない。もっとも、本件違約金条項の一部が無効である以上、同種紛争の未然の防止又は拡大の防止という同法12条3項の趣旨に照らし、本件違約金条項の使用等の差止めを認めるのが相当である。)

(3) 本件自動更新条項

本件自動更新条項は、借主が本件契約のリース期間終了3か月前までに貸主に対して書留郵便を用いて本件契約を更新しないことを通知しないときは、本件契約は更新されたものとみなすという条項であるから、消契法10条前段の「消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項」に該当する。

また、本件自動更新条項の性質及び既に認定してきた事実を総合すれば、本件自動更新条項は信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項に該当する。

よって、本件解約制限条項は、消契法10条により無効である。

(4) 本件弁護士費用負担条項

弁護士費用は、本来、当該弁護士を依頼した者が負担するものであり、相手方に対して当然にその負担を求めることができるものではないというのが一般的な法理といえる(最判昭和44年2月27日・民集23巻2号441頁等)。ところが、本件弁護士費用負担条項は、被告らが負担する弁護士費用を含む一切の費用を借主が負担することを定める条項であるから、一般的な法理の適用による場合に比して消費者の義務を加重する条項である。よって、本件弁護士費用負担条項は、消契法10条前段に該当する。

また、本件弁護士費用負担条項の性質及び既に認定してきた事実を総合すれば、本件弁護士費用負担条項は信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項に該当する。

よって、本件弁護士費用負担条項は、消契法10条により無効である。

(5) 本件契約当事者変更条項等

5 本件契約当事者変更条項等は、貸主である被告らが本件消火器の所有権を第三者に譲渡したときは、借主は、本件契約の当事者が第三者と借主になることをあらかじめ認める条項と解される（なお、本件契約当事者変更条項等は、借主と第三者との間で本件契約が不成立となったときは、元の契約が復活すると定めているが、どのような場合を想定しているのか不明である。）。

10 しかし、民法539条の2は、契約の当事者の一方が第三者との間で契約上の地位を譲渡する旨の合意をした場合において、その契約の相手方がその譲渡を承諾したときは、契約上の地位は、その第三者に移転すると定めているから、契約上の地位を譲渡する旨の合意がない段階で、あらかじめその譲渡を承諾させる本件契約当事者変更条項等は、一般的な法理の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項といえる。また、本件契約は、消火器の賃貸借契約と消火器の保守という役務を提供する契約が一体となった契約であるところ、前者に基づく貸主の債務はともかく、後者に基づく貸主の債務は被告ら以外の第三者が当然に履行できる債務とはいえないから、このよ
15 うな意味でも、本件契約当事者変更条項等は、一般的な法理の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項といえる。よって、本件契約当事者変更条項等は、消契法10条前段に該当する。

20 また、本件契約当事者変更条項等の性質及び既に認定してきた事実を総合すれば、本件契約当事者変更条項等は信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項に該当する。

よって、本件契約当事者変更条項等は、消契法10条により無効である。

(6) 本件連帯債務条項

25 原告は、代理人は契約の法的効果の帰属主体ではないところ、本件連帯債務条項は、借主の代理人に連帯債務を負わせる旨定めているから、民法の代理人



の規定に比して消費者の義務を加重する条項であると主張する。

そこで、原告の主張について検討すると、本件連帯債務条項は、甲の有権代理人として署名をした「戊」が本件契約に基づくリース料金等（以下「本件リース料金等」という。）について連帯債務を負担することを定める条項であるところ、本件契約書の1枚目の「甲 ご成約ご調印署名 戊・甲有権代理人」欄（以下「本件署名欄」という。）には中央に点線が引かれており、署名欄として2か所（上部の「甲 ご成約ご調印署名」欄（以下「上部の欄」という。）と下部の「戊・甲有権代理人」欄（以下「下部の欄」という。）の2か所）が設けられていること（乙2）からすれば、甲の有権代理人として署名をした「戊」とは、下部の欄に署名をした借主の代理人を指すと認められる（すなわち、本件契約書において、借主の代理人は、上部の欄に借主の氏名を記載し、下部の欄に自分の氏名を記載することが予定されていると認められる。）。

そして、本件署名欄には「約定第1条4」と記載され、本件契約書の2枚目に本件連帯債務条項が記載されているから、借主の代理人が上部の欄に借主の氏名を記載し、下部の欄に自分の氏名を記載したときは、当該借主の代理人は、本件リース料金等について連帯債務を負担する意思表示をしたといえることができる。

そうすると、本件連帯債務条項は、本件リース料金等について連帯債務を負担するという意思表示をした者に対して、連帯債務を負わせているにすぎないから、任意規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する条項とはいえない。

なお、本件署名欄の「約定第1条4」は小さな文字で記載されていること（乙2）や、本件連帯債務条項は本件署名欄のある本件契約書の1枚目とは別の本件契約書の2枚目に記載されていることからすれば、借主の代理人は、本件契約書に記載されている本件連帯債務条項を見落とし、自己が本件リース料金等について連帯債務を負担することを認識しないまま、下部の欄に自分の氏名を

記載する可能性が高い。しかし、そのような場合、借主の代理人は、錯誤（民法95条1項1号）の規定によって、貸主との間の本件連帯債務条項に係る契約（法的には併存的債務引受契約と解される。）を取り消すことができるのであり、上記のような可能性が高いことをもって本件連帯債務条項が消契法10条により無効となるわけではない。

よって、その余の点について判断するまでもなく、本件連帯債務条項に関する原告の主張は理由がない。

(7) 本件受領関連条項1，同2，本件維持管理責任条項及び本件損害負担条項

ア 本件受領関連条項1

本件受領関連条項1は、その文言に照らせば、貸主である被告らが本件契約に基づいて借主に本件消火器を引き渡したときは、当該消火器が種類又は品質に関して本件契約の内容に適合していなくても、借主は、その不適合を理由として、履行の追完の請求，リース料金の減額の請求，損害賠償の請求及び本件契約の解除をすることができないことを定める条項と解される。

この点について、被告らは、本件受領関連条項1は、顧客が法的根拠なく返品ないし交換することができないことを定める条項であると主張するが、本件受領関連条項1には、「法的根拠なく」とか「正当な理由なく」といった限定が付されていないことに照らすと、本件受領関連条項1を被告らの主張するように解することはできない。

そうすると、本件受領関連条項1は、消契法8条1項1号の事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項（平成29年法律第45号による改正前の消契法8条1項5号の消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任の全部を免除する条項）に該当するから、消契法8条1項1号により無効である。

イ 本件受領関連条項2

本件受領関連条項 2 は、借主は、貸主である被告らから本件消火器の提供を受けたときは、借主が本件消火器を受領しない場合であっても、貸主である被告らに対して本件契約のリース料金を支払うことを認める条項である。

しかし、賃貸借契約において、賃料は、貸主が賃貸借の目的物を借主が使用収益することができる状態に置いたことの対価として発生するものと解されるから（民法 601 条参照）、貸主である被告らが、本件消火器を借主が使用収益することができる状態に置いたか否かにかかわらず、借主にリース料金の支払義務を負わせる本件受領関連条項 2 は、任意規定の適用による場合に比して消費者の義務を加重する条項といえる。よって、本件受領関連条項 2 は、消契法 10 条前段に該当する。

また、本件受領関連条項 2 の性質及び既に認定してきた事実を総合すれば、本件受領関連条項 2 は信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項に該当する。

よって、本件受領関連条項 2 は、消契法 10 条により無効である。

ウ 本件維持管理責任条項

賃貸借契約において、借主は、賃貸借の目的物について、いわゆる善管注意義務を負うところ（民法 400 条）、本件維持管理責任条項は、借主に対し、上記善管注意義務以上の義務を負わせる条項であるから、これが任意規定の適用による場合に比して消費者の義務を加重する条項であることは明らかである。よって、本件維持管理責任条項は、消契法 10 条前段に該当する。

また、本件維持管理責任条項の性質及び既に認定してきた事実を総合すれば、本件維持管理責任条項は信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項に該当する。

よって、本件維持管理責任条項は、消契法 10 条により無効である。

エ 本件損害負担条項

本件損害負担条項は、借主が、本件消火器の返還までに生じた本件消火器の滅失、紛失、法改正による失効等に伴う各損害を負担することを定める条項であるが、これが任意規定の適用による場合に比して消費者の義務を加重する条項であることは明らかである。よって、本件損害負担条項は、消契法10条前段に該当する。

また、本件損害負担条項の性質及び既に認定してきた事実を総合すれば、本件損害負担条項は信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項に該当する。

よって、本件損害負担条項は、消契法10条により無効である。

(8) 本件一括前払等条項

原告は、本件一括前払等条項は、消費者にクーリング・オフ期間が徒過していると誤信させるための条項であり、クーリング・オフ保護の法理に比して消費者の権利を制限する条項であると主張するので、検討する。

本件契約において、リース料金の支払方法は、一括前払又は月払となっていたところ（前記前提事実）、証拠（甲4の③・27頁、証人川村、森山代表者本人）及び弁論の全趣旨を総合すれば、被告らが訪問販売の方法によって消費者との間で本件契約を締結する場合、リース料金の支払方法は、同契約が成立した時点では決まっておらず、本件契約が成立してから約10日後に、被告らが本件一括前払等条項所定の書面（ご請求のしおり及び郵便局払込票用紙）を消費者に送付し（郵便局払込票用紙は10回の分割払（月払）が選択された場合に備えて10枚送付されていた。）、それを受けて、消費者が、一括前払か10回の分割払（月払）かを選択することになっていたと認められる。

以上の事実によれば、本件契約書は、原告が主張するとおり、特商法4条及び5条の要件を満たす書面とは認められない（リース料金の支払の時期及び方法が記載されていない。）。そして、被告らが、本件契約を締結した消費者に対し、本件一括前払等条項所定の書面を送付する前に、特商法4条及び5条の要

件を満たす書面を交付したことを認めるに足りる証拠はないから、当該消費者が、本件一括前払等条項所定の書面の送付を受けた時点では、特商法9条1項ただし書所定のクーリング・オフ期間（8日）が進行していないから、本件契約を締結した消費者は、その時点においても、特商法9条1項本文に基づき、
5 本件契約を解除することができたといえる。

ところで、証拠（乙2）によれば、本件契約書に記載されている本件契約条項の末尾には、「お申込みの撤回クーリングオフ等のお知らせ」として、「お客様が、訪問販売でお申込み（契約）された場合、本書面を受領した日から8日に至るまでの間は、書面により無条件でお申込みの撤回等（法9条）を行うことができる」旨が記載されていることが認められる。この記載は、本件契約書が特商法4条及び5条の要件を満たす書面であることを前提とした記載であるが、前記のとおり、本件契約書は特商法4条及び5条の要件を満たしていない。そうすると、消費者にクーリング・オフ期間が徒過していると誤信させているのは、本件一括前払等条項ではなく、本件契約条項の末尾の上記記載と認められるから、本件一括前払等条項が消費者にクーリング・オフ期間が徒過している
10 と誤信させるための条項であるという原告の主張は、その前提を欠く。
15

よって、その余の点について判断するまでもなく、本件一括前払等条項に関する原告の主張は理由がない（なお、本件契約条項の末尾の上記記載は、本件契約のクーリング・オフ期間の起算日について不実のことを記載しているから、
20 早急に改められるべきである（特商法6条1項5号）。また、被告らは、本件契約を締結したときは、消費者に対し、特商法4条及び5条の要件を満たす書面を交付すべきである。）。
25

(9) 本件合意管轄条項

原告は、本件合意管轄条項は、民訴法4条及び5条が定める管轄に比べて裁判を受けられる裁判所を限定するものであるから、民訴法の規定に比べて消費者の権利を制限する条項であると主張する。

しかし、本件契約を締結した消費者が被告らに対して損害賠償又は不当利得金の返還等を求める訴えを提起する場合、当該消費者は、本件合意管轄条項にかかわらず、義務履行地である消費者の住所地を管轄する裁判所に訴えを提起することができる。また、同訴訟において、被告らが、
5 本件合意管轄条項を理由に、同訴訟を横浜簡易又は地方各裁判所に移送するよう申し立てても、受訴裁判所は、民訴法17条を類推適用して、同申し立てを却下することができる。と解することができる。

さらに、被告らが、本件合意管轄条項を理由に、消費者を被告として、横浜簡易又は地方各裁判所に訴えを提起した場合、受訴裁判所は、民訴法17条を
10 適用して、同訴訟を消費者の住所地を管轄する裁判所に移送することができる。と解することができる。

以上によれば、本件合意管轄条項は、任意規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する条項とはいえないから、その
15 余の点について判断するまでもなく、本件合意管轄条項に関する原告の主張は理由がない。

(10) 本件契約条項全部

既に述べたとおり、本件契約条項の中の、本件解約制限条項、本件違約金制限条項の一部、本件自動更新条項、本件弁護士費用負担条項、本件契約当事者
20 変更条項等、本件連帯債務条項、本件受領関連条項1、同2、本件維持管理責任条項及び本件損害負担条項は、無効である。また、本件契約条項の中の、リース料金の支払方法を一括前払・月払限りとする条項（本件契約条項の13条2項）は、賃料の支払時期を定めた民法614条、報酬の支払時期を定めた同法633条及び受任者の報酬の支払時期を定めた同法648条2項の適用による場合に比して消費者の義務を加重する条項であり、かつ、信義則に反して
25 消費者の利益を一方的に害する条項に該当する。よって、上記条項も、消契法10条により無効である（なお、本件における原告の主張からすれば、原告は、

上記のような主張もしているものと解される。)。さらに、本件契約条項を読むと、原告が主張するとおり、条項自体の意味や条項相互の関係が不明確なところがある。

しかし、上記の無効な条項は、個別に修正することが可能である。また、本件契約条項の中の条項自体の意味や条項相互の関係が不明確なところも、消契法3条1項1号からすれば（同号は、事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が、その解釈について疑義が生じない明確なもので、かつ、消費者にとって平易なものになるよう配慮するよう努めなければならないと定めている。）、修正することが求められるが、そのことから直ちに本件契約条項全部が消契法10条前段の条項に該当するとはいうことはできない。上記の事情から本件契約条項全部が消契法10条によって無効であるということとはできず、この判断に反する意見書（甲31）は採用することができない。よって、その余の点について判断するまでもなく、本件契約条項全部に関する原告の主張（ただし、本件契約条項の13条2項のリース料金の支払方法を一括前払とする部分に関する主張を除く。）は理由がない。

3 争点5・勧誘行為の特商法該当性に対する判断

(1) 請求の趣旨4項(1)及び(3)ないし(5)記載の勧誘行為の不実告知該当性

ア 請求の趣旨4項(1)記載の勧誘行為の不実告知該当性

請求の趣旨4項(1)記載の勧誘行為（被告らと訴外会社とが同一ないし関連する法人だと誤認、混同させる内容を告げること）が、不実告知（顧客が本件契約の締結を必要とする事情に関する事項又は本件契約に関する事項であって、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき不実のことを告げる行為）に該当することは明らかである。

イ 請求の趣旨(3)記載の勧誘行為の不実告知該当性

証拠（甲32）によれば、川村が第1事件被告の仙台支部に勤務していた



当時、同支部に勤務していたのは川村のみであったところ、川村は、第1事件被告の仙台支部で勤務を始めた平成28年5月から川村調書が作成された平成29年10月25日までの間に、本件消火器の点検を一度も実施したことがなかったと認められ、この事実を弁論の全趣旨を総合すれば、被告らは、本件契約を締結したにもかかわらず、本件消火器の保守を実施していなかったと認められる。

この点について、被告らは、毎年本件消火器の保守点検を実施していると主張し、これを裏付ける証拠として、「Pmメンテナンス表（仙台）」と題する一覧表（乙11）及び「Pmメンテナンス表（東京BS34）」と題する一覧表（乙25の②）を提出する。しかし、第1事件被告の仙台支部の定休日は第2及び第4土曜日並びに日曜日であるにもかかわらず（証人川村・42頁）、乙11の「代表TEL日」の欄には定休日が複数記載されていること（甲60）、平成30年3月以降、第1事件被告の仙台支部に営業活動を行う担当者はいなかったにもかかわらず（森山代表者本人・22頁）、乙11には平成30年3月以降に保守点検を実施した旨の記載があること（乙11・10枚目以下）、乙11及び乙25の②には、いずれも定期的に保守点検を実施していることを確認するために必要であるはずの保守点検の実施日についての記載がなく、森山は、保守点検の実施日を記載した別の書類があると供述しながらも、これを裏付ける書証を提出しないこと（弁論の全趣旨）からすれば、乙11及び乙25の②は全く信用することができない。

以上によれば、本件契約のリース料金2万9800円（税別）は、全額、消火器の賃貸借契約に基づく賃料と認めるほかはなく、この認定を覆すに足りる証拠はない。そして、本件消火器の価格は1万8000円（消費税別）であること（甲15）からすれば、請求の趣旨(3)記載の勧誘行為（被告らの契約が全国一有利な料金、価格であると告げること）は、不実告知に該当する。

ウ 請求の趣旨(4)記載の勧誘行為の不実告知該当性

消火器を保有する者全員に消火器の点検を義務付ける法令はないから（消防法17条1項，同法施行令7条2項1号参照），請求の趣旨(4)記載の勧誘行為（消火器の全てに点検が必要であると告げる）が不実告知に該当することは明らかである。

エ 請求の趣旨(5)記載の勧誘行為の不実告知該当性

少なくとも宮城県には市民が家庭に消火器を設置することを義務付ける条例が存在しないから（弁論の全趣旨），請求の趣旨(5)記載の勧誘行為（全国で市民が家庭に消火器を設置する条例があると告げる）が不実告知に該当することは明らかである。

(2) 請求の趣旨4項(2)記載の勧誘行為の故意の事実不告知該当性

既に認定したとおり，川村は，本件契約を締結するに際し，消費者に対し，本件消火器が業務用消火器であり，住宅用消火器より強力であることを説明していたが，業務用消火器が住宅用消火器と比較して価格が高く，重く，適切な保守点検がなされていないと有効に使用できない可能性があること，すなわち，住宅用消火器は，業務用消火器と比較して価格が安く，軽く，維持管理が容易であること，また，一般家庭には住宅用消火器の設置が推奨されていることを故意に説明していなかった。

ところで，原告は，川村の勧誘行為は，商品の種類及びその性能若しくは品質（特商法58条の18第1項1号イ）につき，故意に事実を告げない行為に該当すると主張する。

しかし，同号イの商品とは，勧誘をする契約の目的物である商品と解される
ところ，川村は，消費者に対し，本件消火器が業務用消火器であり，住宅用消火器より強力であることを説明していたから，同号イの商品の種類及びその性能若しくは品質を説明していたと認められる。また，川村が消費者に対して説明していなかった事項は，特商法6条1項6号の「顧客が当該売買契約又は当



該役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事項」には該当するが、同法 58 条の 18 第 1 項 1 号イの「商品の種類及びその性能若しくは品質」には該当しない。

よって、川村の勧誘行為は、故意の事実不告知に該当しない（なお、特商法 58 条の 18 第 1 項 2 号は、不告知の対象事項を同項 1 号イ又はロに掲げる事項に限定しており、同号ハに掲げる事項（すなわち同法 6 条 1 項 6 号又は 7 号に掲げる事項）を除外している。）。)

4 争点 7・表示の景表法該当性に対する判断

(1) 別紙対象となる表示の表示内容(1)の表示の景表法該当性

既に認定・説示したところによれば、別紙対象となる表示の表示内容(1)の表示（本件契約が全国一有利である旨の表示）が有利誤認表示（景表法 30 条 1 項 2 号参照）に該当することは明らかである。

(2) 別紙対象となる表示の表示内容(2)の表示の景表法該当性

本件消火器はインターネット上で約 3000 円程度の価格で購入すること
できること（甲 15 及び弁論の全趣旨を総合すれば、そのように認められる。）
に照らせば、本件消火器が高級品であるとは認められない。よって、別紙対象
となる表示の表示内容(2)の表示（本件消火器が高級ブランド品である旨の表示）
は、優良誤認表示に該当する。

(3) 別紙対象となる表示の表示内容(3)の表示の景表法該当性

既に認定・説示したところによれば、別紙対象となる表示の表示内容(3)の表示（本件消火器の点検等を無料とする旨の表示）は、有利誤認表示（景表法 30 条 1 項 2 号参照）に該当する。

第 7 結論

以上によれば、原告の請求は、次の限度で理由がある。

1 請求の趣旨 1 項

被告らは、消費者との間で、別紙契約及び契約条項目録記載 1 の契約を締結す

るに際し、別紙契約及び契約条項目録記載 2 の条項を含む契約の申込み又は承諾の意思表示を行ってはならないと求める限度

2 請求の趣旨 2 項

被告らは、特定商取引に関する法律 26 条に該当する場合を除き、別紙契約及び契約条項目録記載 1 の契約を締結するに際し、同契約が解除されたときに同法 10 条 1 項 3 号及び 4 号に定められた額を超える金銭を支払わなければならないとする特約を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行ってはならないと求める限度

3 請求の趣旨 3 項

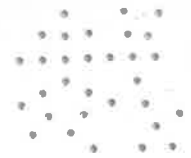
被告らは、別紙契約及び契約条項目録記載 2 の条項及び前項記載の特約が記載された契約書ひな型が印刷された契約書用紙を破棄せよと求める限度（なお、被告らは、仮に本件契約条項に消契法に違反する条項が含まれているとしても、消費者以外の者との間では本件契約条項を用いることができるから、契約書用紙の破棄は認めるべきでないと主張する。しかし、消契法 8 条ないし 10 条に規定する消費者契約の条項が記載された契約書ひな型が印刷された契約書用紙の破棄が「当該行為に供した物の廃棄」（消契法 12 条 3 項）に該当することは明らかであるから、被告らの上記主張は失当である。）

4 請求の趣旨 4 項

被告らは、特定商取引に関する法律 26 条に該当する場合を除き、訪問販売に係る別紙契約及び契約条項目録記載 1 の契約の締結について勧誘をするに際し、次の行為をしてはならないと求める限度

(1) 「株式会社日本消火器管理センターないし日本消火器管理センターから商号変更した」、同社から「業務を引き継いだ」など、被告らと訴外株式会社日本消火器管理センターとが同一ないし関連する法人だと誤認、混同させる内容を告げる行為

(2) 被告らの契約が全国一有利な料金、価格であると告げる行為



(3) 全ての消火器に点検が必要であると告げる行為

(4) 全国で市民が家庭に消火器を設置する条例があると告げる行為

5 請求の趣旨 5 項

被告らは、前項記載の勧誘行為を記載した文書及び図画（いずれも電磁的記録を含む。）を破棄せよと求める限度

6 請求の趣旨 6 項

全部

よって、訴訟費用の負担について、民訴法 6 1 条、6 4 条本文を適用して、主文のとおり判決する。

仙台地方裁判所第 1 民事部

裁判長裁判官

村主 隆行 

裁判官

内林 尚久 

裁判官

溝口 千恵 

(別紙)

契約及び契約条項目録

1 契約

消火器の保守が含まれる次の内容の消火器のリース契約

- (1) リース物件 業務用消火器 1 台
- (2) リース期間 10 年
- (3) リース料金 2 万 9 8 0 0 円 (消費税別)
- (4) 支払方法 一括前払又は月払
- (5) リース物件の返還

リース物件の所有権は、借主に移転せず、借主は、リース期間が終結したとき又は本件契約が途中で終了したとき、リース物件を貸主に返還する。

2 契約条項

- (1) 借主は本契約書の中に於いて解約はできないものとします。
- (2) 止むを得ず解約を申し出る場合リース料残余相当額を直ちに貸主に支払い清算します (所有権が借主に移転しないリースです)。
- (3) 借主は期限の利益を失って契約解除された場合、リース料残余相当額全額を借主の債務と認め直ちに一括して支払います。
- (4) 借主は自動更新を採択しないとき期間終了 3 ヶ月前迄に書留郵便を用い貸主に通知します。(左の意思表示がないとき自動更新されます)
- (5) 借主は、貸主が本契約書に生ずる権利の実行又は保全に要した費用及び借主貸主間の紛争に関し、貸主を代理する弁護士費用の一切を負担します。
- (6) ア 借主は、貸主が採択する下記「契約型①」と「契約型②」の契約型を認めます。

イ 「契約型①」の法律行為は、貸主自身が本契約書リース物件貸主を担当する場合です。この場合の契約当事者は借主貸主間となります。

ウ 「契約型②」貸主は、貸主が採択する第三者リース会社へ本目的物所有権

を譲渡し目的物販売会社の立場となり、この場合の契約当事者は借主と第三者リース会社間になります。しかし、借主と第三者リース会社間の契約が不成立に至るとき停止条件が成就し契約型①が復活します。

5 (7) 借主は、本物件を引き渡され受領するときは注意義務を負い、目録通り引き渡され借主が承認し受領したときはその後異議申立てができません。

(8) 借主は本物件の使用に当たり善良なる管理者として監督官公庁の法律・規則に従うこととし本物件の機能・有効性の維持管理責任を負います。故に借主は整備保守を国家資格免状取得者等に委託し本物件を正しく正常に保ち使用します。

10 (9) 借主は、本物件の返還迄に生じた滅失、紛失、法改正による失効等に伴う各損害を負担します。

(10) リース料等の支払方法は「一括前払・月払」限りとします。

以 上

(別紙)

対 象 と な る 表 示

(表示媒体)

契約の際に提示するチラシ

(対象となる商品)

(1) 「消火ナマズ」と称する消火器

(2) 保守点検の役務

(表示内容)

(1)

「1台10年間で29、800円だけです。全国一有利な料金です。」や「消化ナマズ消火器は全国一有利な価格です」といった、本件のリースと称する契約が全国一有利である旨の表示

(2)

「『消化ナマズ』は消火器の（歴史上冠たる）最高級ブランド品です」といった「消火ナマズ」消火器が、高級ブランド品である旨の表示

(3)

「『毎年訪問・点検・詰替・容器再提供』等を無料で実施する特典です」、「今後は①機器点検 ②炭酸ボンベ計量 ③薬剤詰替 ④火災使用 ⑤容器再提供の名目は全て無料ですよ」といった、前述①～⑤のサービス内容を無料とする旨の表示

以 上

(別紙)

契約条項目録 (1)

甲：消費者、乙：被告

第11条 甲は本契約書の中途に於いて解約はできないものとします。

2、止むを得ず解約を申し出る場合リース料残余相当額を直ちに乙に支払い清算します(所有権が甲に移転しないリース契約です)。

(3 省略)

4、甲は自動更新を採択しないとき期間終了3ヶ月前迄に書留郵便を用い乙に通知します。(左の意思表示がないとき自動更新されます)

(5、6 省略)

第12条 (1、2 省略)

3、この場合乙が引き上げる又は乙が保有している本物件について乙が「清算義務」を負わないことを認めます。また、甲は期限の利益を失って契約解除された場合、リース料残余相当額全額を甲の債務と認め直ちに一括して支払います。(第4条・

第7条・11条関連)

(4～6 省略)

第13条 (1～4 省略)

5、甲は、乙が本契約書に生ずる権利の実行又は保全に要した費用及び甲乙間の紛争に関し、乙を代理する弁護士費用の一切を負担します。

以 上

(別紙)

契約条項目録 (2)

甲：消費者、乙：被告

1 (契約形態及び契約当事者が、消費者の契約申込後、被告の判断により、あるいは被告と第三者との契約の成否により決まる旨の条項)

第10条 (停止条件付)

第1項

甲は、乙が採択する下記「契約型①」と「契約型②」の契約型を認めます (民法第127条1項・停止条件)

第2項

「契約型①」の法律行為は、乙自身が本契約書リース物件貸主を担当する場合です。この場合の契約当事者は甲乙間となります。

第3項

「契約型②」乙は、乙が採択する第三者リース会社へ本目的物所有権を譲渡し目的物販売会社「丙」の立場となり、この場合の契約当事者は甲と第三者リース会社間になります。しかし、甲と第三者リース会社間の契約が不成立に至るとき停止条件が成就し契約型①が復活します。

2 (法律上の原因なく消費者に債務を負担させる旨の条項)

第1条 (契約の成立・個人保証附帯・連帯債務・パッケージ保守契約)

第4項

(戊の連帯債務) 甲の有権代理人として署名をした『戊』はリース料金等が遅延したことを停止条件として連帯債務の責任が発生します。

- 3 (本来リースの形式をとる必要がないにも関わらず、リースと称することで消費者に過大な負担を負わせる条項)

第4条 (受領期限・パッケージリース物件申込書④・物件受領義務)

第4項

甲は、本物件を引き渡され受領するときは注意義務を負い、目録通り引き渡され甲が承認し受領した時はその後異議申立てができません。

第5項

甲は、乙からの物件提供を受けて受領しない場合に於いても、本契約書規定のリース料支払いを認めます。(第7条・第11条関連)

第5条 (物件維持管理責任・保守整備委託)

甲は本物件の使用にあたり善良なる管理者として監督官公庁の法律・規則に従うこととし本物件の機能・有効性の維持管理責任を負います。故に甲は整備保守を国家資格免状取得者等に委託し本物件を正しく正常に保ち使用します。

第7条 (物件の滅失・毀損・紛失・法改正失効)

甲は、本物件の返還迄に生じた滅失、紛失、法改正による失効等に伴う各損害を負担します。

- 4 (クーリング・オフの行使を極めて困難にする条項)

第13条 (一括前払い・送料負担・消費税・保全費用)

第2項

リース料等の支払方法は「一括前払・月払」限りとし、表面本契約書料金に付き契約日から10日ころ「ご請求のしおり」及び〒郵便局払込票用紙をご送付します。甲は表面表記初回支払日から最終回支払日迄の全期間



を送料甲負担で乙名義（郵便局払込取扱票口座番号00150-9-59045）へ送金して支払います。又は銀行送金（乙名義・三菱東京UFJ銀行・八重洲通り支店・普通口座0020551）とします。

5（消費者に一方的に不利益な専属的合意管轄を定める条項）

第16条（合意管轄・条項①②）

第1項

甲は紛争が生じた場合乙総務事務地管轄の横浜簡易又は横浜地方各裁判所とする合意管轄を認めます。

以 上

甲(借主)・丁(連帯保証人)・戊(有権代理人)の借主側は、乙(貸主・東京法務局城南出張所登記事項「東京都大田区蒲田四丁目18番27号」株式会社防災センター代表取締役森山典英)を貸主とするリース(リース・レンタル等)物件(以下本物件)のお申し込みをします。この際甲乙は秩序を基調として誠実に希求し、甲は乙から「ご提供目録」書面の説明及び提供を受け理解納得し、その上でパッケージリース契約書を作成します。よって甲丁戊は、本契約書裏面条項(契約条項①)及び、別紙天秤裏面条項(契約条項②)、第1条第1項・第11条第1項のとおり乙が甲のお申し込みを承諾した時点で本パッケージリース契約書は有効に成立します。従って、甲はその後に解約の申立はできません。

第1条(契約の成立・個人保証附帯・連帯債務・パッケージ保守契約書) 本契約書は乙が甲のお申し込みを承諾した時点で成立します。
2、甲はその後お申し込みの撤回はできません。また甲の印章に「甲の署名または記名判」何れかで有効とし捺印押印は不要の欧米サイン方式とします。また甲はお見積書①から下記第13条3号の④⑤転記他、施工指図書①②等の作成に自由選択及び採択をします。
3、甲が法人の場合、連帯保証人欄を無記入とし甲代表取締役の個人保証附帯とします。甲丁は左の個人保証附帯特約に同意しました。
4、(戊の連帯債務) 甲の有権代理人として署名をした「戊」はリース料金等が滞延したことを停止条件として連帯債務の責任が発生します。
5、パッケージ保守契約書(Pc保守) 成立は本契約書表記に「レ」記載して成立します。保守料金は別紙「お見積書①」に表記の料金とします。
6、(法人税法64条の2第2項) 本契約書の税務課すは「同条1項売買があったもの」ではなく2項「売買がなかったもの」に該当とします。

第2条(パッケージリース契約書・重複署名欄・甲の注意義務喚起) 甲は、パッケージリース契約書(以下本契約書)左上「借主甲」欄及び右下「甲ご成約ご調印署名」欄について重複して署名をします。この重複署名に矛盾するような異議申立はできません(甲の注意義務責任特約)。また本契約書条項以外の争点が発生したとき甲乙は一般社会常識に照らし円満に解決します。
2、(特約) 甲は乙から勧誘訪問を受けた際、乙が品質向上サービス向上目的で写真撮影MD録音する事を認めます(乙はデータベース化せず個人情報に取扱いしないこと)。

第3条(無料特典・申告方式・総務省令) 商標「消防ナマズ・ゼブラ」等10年リース無料特典は前記第1条5項「Pc保守」有料を無料とする特典(別紙天秤表記×リット制①～⑤/毎年整備点検・消火器容器性能劣化時再提供等)です。無料特典は甲の申告方式とします。
2、総務省令第112号(平成22年12月22日・号外第271号第33頁)官報公布・特例省令11年間の適合規格品も目的物消火器に使用します。また同法17条の2・消防設備士(国家資格免状者)が性能保証証明証35×22mm緑シールを貼付し法定消火能力を保証します。

第4条(受領期限・パッケージリース物件申込書④・物件受領義務) 甲は、パッケージリース物件申込書④(以下申込書④)表記の物件受領期限は契約日を含む15日限り受領しなければならぬ特約に同意しました。よって甲は本物件受領期限を遵守し期限内に受領します。
2、特約第4条6号等に基づく本物件の表示「型式・商標登録名・メーカー名」等はパッケージリース物件申込書④等に記載し告知します。
3、甲又は乙が消防署・NTT・警察署各届出及び乙が本目的物調達の都合で引き渡し15日以降になる場合甲は新たな期限内に受領します。
4、甲は、本物件を引き渡され受領するときは注意義務を負い、目録通り引き渡され甲が承認し受領したときはその後異議申立ができません。
5、甲は、乙からの物件提供を受けて受領しない場合に於いても、本契約書規定のリース料支払を認めます。(第7条・第11条関連)

第5条(物件維持管理責任・保守整備委託) 甲は本物件の使用に当たり善良なる管理者として監督官公庁の法律・規則に従うこととし本物件の機能・有効性の維持管理責任を負います。故に甲は整備保守を国家資格免状取得者等に委託し本物件を正しく正常に保ち使用します。

第6条(本物件の原状変更) 甲は、乙の文書による承諾なく原則として本物件に他の物件を付着させ、又は改造・加工等をしません。

第7条(物件の滅失・毀損・紛失・法改正失効) 甲は、本物件の返還迄に生じた滅失、紛失、法改正による失効等に伴う各損害を負担します。

第8条(所有権) 甲は本契約書に基づく権利を他に譲渡したり乙から書面による承諾なしに他に使用させたり又は担保に入れません。

第9条(乙の権利の移転) 甲は、乙が本契約書に基づく権利を「第三者に担保に入れ又は譲渡する」等の権利があることを認めます。

第10条(停止条件付) 甲は、乙が採択する下記「契約型①」と「契約型②」の契約型を認めます。(民法第127条1項・停止条件)

2、「契約型①」の法律行為は、乙自身が本契約書リース物件貸主を担当する場合です。この場合の契約当事者は甲乙間となります。
3、「契約型②」乙は、乙が採択する第三者リース会社へ本目的物所有権を譲渡し目的物販売会社「丙」の立場となり、この場合の契約当事者は甲と第三者リース会社間になります。しかし、甲と第三者リース会社間の契約が不成立に至るとき停止条件が成就し契約型①が復活します。

第11条(解約・自動更新・物件返還送料・中途清算・適用除外) 甲は本契約書の中途に於いて解約はできないものとします。

2、止むを得ず解約を申し出る場合リース料残余相当額を直ちに乙に支払し清算します(所有権が甲に移転しないリースです)。
3、本契約書期間が終了した時(中途清算等も含みます)、甲は本物件の送料を負担して乙の指定する場所へ返還します。
4、甲は自動更新を採択しないとき期間終了3ヶ月前迄に書留郵便を用いて乙に通知します。(左の意思表示がないとき自動更新されます)
5、リース期間終了又は中途清算後、甲が乙に本物件を返還しない場合返還するまでの期間リース料を支払います。(第4条・第7条関連)
6、特約第26条1項1号・26条5項1号～2号に基づく、営業の為・甲の請求・継続的保守要因等はクーリングオフが除外されます(無効)。

第12条(期限の利益喪失・無催告解除・物件紛失・清算義務忌避・残余リース料清算・詐欺被害の救済・知的財産権賠償責任) 甲は下記第2号に該当したときは当然に期限の利益を失い乙の選択により催告期間を要せず無催告解除されても異議を申し出ません。

2、正当な理由もなく本契約書に違反したとき、料金の支払が正当な理由なく一回でも遅延したとき、信用状態が悪化したとき、及び甲が本物件を過失で消却等処分したとき等本物件を失ったとき。(第4条・第7条・11条関連)

3、この場合乙が引き上げる又は乙が保有している本物件について乙が「清算義務」を負わないことを認めます。また、甲は期限の利益を失って契約解除された場合、リース料残余相当額全額を甲の債務と認め直ちに一括して支払います。(第4条・第7条・11条関連)

4、甲は、第三者から不法行為(持去り・窃盗・詐欺)に合い本物件を失ったとき等加害者に対し乙と連帯して原告となる特約に同意しました。

5、(救済対策) 甲が、前条の「乙の名を騙る詐欺被害」を受けた場合、乙は甲への救済対策として「代償」を検討します。

6、甲は、乙からの本書を含む貸与品物の財産表現印刷物を第三者に対し提供しません。また解約時及び乙から返還請求があった時は全知的表現印刷物の返還義務を認めて返還します。甲は乙の知的表現印刷物に対し甲の因果で損害を与えた場合その損害額の賠償義務を認めます。

第13条(一括前払い・送料負担・消費税・保全費用) 商標「消防ナマズ・ゼブラ」10年リース外を基本リースと称します。

リース料等の支払方法は「一括前払・月払」限りとし、表面本契約書料金に付き契約日から10日ころ「ご請求のしおり」及び干郵便局払込票用紙をご送付します。甲は表面表記初回支払日から最終回支払日迄の全期間を送料甲負担で乙名義(郵便局払込取扱票口座番号00150-9-59045)へ送金して支払います。又は銀行送金(乙名義・三菱東京UFJ銀行・八重洲通支店・普通口座0020551)とします。

3、(特約) 甲は表面「一括払お支払方法」欄④消費税・⑤お支払額合計「行」に付きお見積書①価額を自ら「行」に転記する特約に同意します。

4、甲は、乙に税法所定の税率によりリース料に課される消費税額、地方消費税額(一括又は各回)を表面表記料金に付加して支払います。

5、甲は、乙が本契約書に生ずる権利の実行又は保全に要した費用及び甲乙間の紛争に關し、乙を代理する弁護士費用一切を負担します。

第14条(遅延損害金・契約解除の特約) 甲が、本契約書に基づき料金について1回でも遅延した場合は支払期日又は期限の利益喪失の日翌日より完済の日まで年3.6%の割合による遅延損害金及び違約金を直ちに支払います。(消費者は法9条1-2・14.6%及び契約解除違約金等)。
2、但し甲は乙へ事前に本リース料の遅延相談をした場合は、乙は第12条無催告解除免除・第14条遅延損害金免除の選択を検討します。

第15条(リース料初回期限) リース料初回支払日(一括又は月払)は契約日を含む15日限りとします(その他前記第13条を引用)。

第16条(合意管轄・条項①②) 甲は紛争が生じた場合乙総務事務地管轄の横浜簡易又は横浜地方各裁判所とする合意管轄を認めます。

2、本契約書裏面「条項」を①とし別紙天秤裏面「条項」を②と称す。左の条項「①・②」に相違する事情が生じた場合下記のとおりとします。

3、(特約) 法律改正本条項改正を鑑みて、適時印刷ご提供する必要上、本契約書裏面条項①より別紙天秤裏面「条項②」を最優先とします。

第17条(会員登録) 甲は乙の「動画たけしやすし(商標)・毎朝読新聞(商標)・無党派・P・T・T(商標)」会員登録誌のご送付に同意します。

裏面も併せて内容を十分ご認識した後に申し込み下さいね

お申し込みの撤回クーリングオフ等のお知らせ

1、お客様が、訪問販売でお申込み(契約)された場合、本書面を受領された日から8日に至るまでの間は、書面により無条件でお申し込みの撤回等(法9条)を行なうことができその効力は書面を発信したとき(郵便消印日付など)から発生します。《ただし、①現金取引でその金額が3000円未満のとき、②法26条1項1・26条5項1～2の「甲の営業目的・甲の請求・甲乙継続保守的要因」に関してなしたお申し込みの撤回等(法9条)は無効となり右記2項・3項は該当しません》。2、この場合、①お客様は損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。②すでに引渡した商品の引取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は当社が負担します。③お客様はすでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は速やかにその全額の返還を受けることができます。④お客様は商品を使用し又は役務の提供に伴い土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合に於いては無料で元の状態に戻すよう請求することができます。3、上記お申し込みの撤回等の行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し又は威迫したことにより困惑してお申し込みの撤回等を行なわなかった場合は当社からお申し込みの撤回等妨害の解消のための書面が交付された日から8日に至るまでは書面によりお申し込みの撤回等(法9条)ができます。

特約 乙が甲に提供する知的財産(12条6項)ビジネスモデル表現関連印刷物一切は乙防災センターの貸与品です。乙が甲に返還請求した場合甲は乙に返還する義務を負います
①①①保存先 BM5・パソコン(ウ) [パッケージリース契約書裏面 契約条項①] 53 定期確認日 H29・4・26

知的財産表現物不許複製

優先的特約・天秤裏面「契約条項②」が①に最優先します。(第1の条③項)

パッケージリース契約条項② (本天秤裏面条項を②とし別紙契約書裏面条項を①とす) ★通信TS・消防Fm・防犯BH

甲(借主)・丁(連帯保証人)・戊(有権代理人)の借主側は、乙(貸主・東京法務局城南出張所登記事項「東京都大田区蒲田四丁目18番27号」株式会社防災センター代表取締役森山典英)を貸主とするリース(リース・レンタル等)物件(以下本物件)のお申し込みをします。この際甲乙は秩序を基調として誠実に希求し、甲は乙から「ご提供目録」書面の説明及び提供を受け理解納得したその上でパッケージ・リース契約書を作成します。よって甲丁戊は、別紙契約書裏面条項(契約条項①)及び、本天秤裏面条項(契約条項②)、第1条第1項・第11条第1項のとおり乙が甲のお申込みを承諾した時点で本パッケージ・リース契約書は有効に成立します。従って、甲はその後に解約の申立はできません。

第1条 (契約の成立・個人保証附帯・連帯債務・パッケージ・保守契約書) 本契約書は乙が甲のお申込みを承諾した時点で成立します。2、甲はその後お申込みの撤回はできません。また甲の印章に關し「甲の署名或いは記名判」何れかで有効とし捺印押印は不要の欧米サイン方式とします。また甲はお見積書①から下記第13条3号の④⑤転記他、施工指図書①②等の作成に關し自由選択及び採択をします。3、甲が法人の場合、連帯保証人欄を無記入とし甲代表取締役の個人保証附帯とします。甲丁は左の個人保証附帯特約に同意しました。4、(戊の連帯債務) 甲の有権代理人として署名をした「戊」はリース料金等が滞延したことを停止条件として連帯債務の責任が発生します。5、パッケージ・保守契約書(Pc保守) 成立は本契約書表記に「レ」記載して成立します。保守料金は別紙「お見積書①」に表記の料金とします。6、(法人税法64条の2第2項) 本契約書の税務課税は「同条1項売買があったもの」ではなく2項「売買がなかったもの」に該当とします。

第2条 (パッケージ・リース契約書・重複署名欄・甲の注意義務喚起) 甲は、パッケージ・リース契約書(以下本契約書) 左上「借主甲」欄及び右下「甲ご成約ご調印署名」欄について重複して署名をします。この重複署名に矛盾するような異議申立はできません(甲の注意義務責任特約)。また本契約書条項以外の争点が発生したとき甲乙は一般社会常識に照らし円満に解決します。

2、(特約) 甲は乙から勧誘訪問を受けた際、乙が品質向上サービス向上目的で写真撮影MD録音する事を認めます(乙はデータベース化せず個人情報に抵触しないこと)。**第3条 (無料特典・申告方式・総務省令)** 商標「消火ナマス・ゼブラ」等10年リース無料特典は前記第1条5項「Pc保守」有料を無料とする特典(別紙天秤表記メリット制①⑤、毎年整備点検、消火器容器性能劣化時再提供等)です。無料特典は甲の申告方式とします。2、総務省令第112号(平成22年12月22日・号外第271号第33頁)官報公布・特例省令11年間の適合規格品も目的物消火器に使用します。また同法17条の2・消防設備士(国家資格免状者)が性能保証証明証35×22mm緑シールを貼付し法定消火効力を保証します。

第4条 (受領期限・パッケージ・リース物件申込書④・物件受領義務) 甲は、パッケージ・リース物件申込書④(以下申込書④) 表記の物件受領期限は契約日を含む15日限り受領しなければならぬ特約に同意しました。よって甲は本物件受領期限を遵守し期限以内に受領します。2、特商法第4条6号等に基づく本物件の表示「型式・商標登録名・メーカー名」等はパッケージ・リース物件申込書④等に記載し告知します。3、甲又は乙が消防署・N.T.T・警察署各届出及び乙が本目的物調達の都合で引き渡し15日以降になる場合甲は新たな期限に受領します。4、甲は、本物件を引き渡され受領するときは注意義務を負い、目録通り引き渡され甲が承認し受領したときはその後異議申立ができません。5、甲は、乙からの物件提供を受けて受領しない場合に於いても、本契約書規定のリース料支払を認めます。(第7条・第11条関連)

第5条 (物件維持管理責任・保守整備委託) 甲は本物件の使用に当たり善良なる管理者として監督官公庁の法律・規則に従うこととし本物件の機能・有効性の維持管理責任を負います。故に甲は整備保守を国家資格免状取得者等に委託し本物件を正しく正常に保ち使用します。

第6条 (本物件の原状変更) 甲は、乙の文書による承諾なく原則として本物件に他の物件を付着させ、又は改造・加工等をしません。

第7条 (物件の滅失・毀損・紛失・法改正失効) 甲は、本物件の返還迄に生じた滅失、紛失、法改正による失効等に伴う各損害を負担します。

第8条 (所有権) 甲は本契約書に基づく権利を他に譲渡したり乙から書面による承諾なしに他に使用させたり又は担保に入れません。

第9条 (乙の権利の移転) 甲は、乙が本契約書に基づく権利を「第三者に担保に入れ又は譲渡する」等の権利があることを認めます。

第10条 (停止条件付) 甲は、乙が採択する下記「契約型①」と「契約型②」の契約型を認めます。(民法第127条1項・停止条件)

2、「契約型①」の法律行為は、乙自身が本契約書リース物件貸主を担当する場合です。この場合の契約当事者は甲乙間となります。3、「契約型②」乙は、乙が採択する第三者リース会社へ本目的物所有権を譲渡し目的物販売会社「丙」の立場となり、この場合の契約当事者は甲と第三者リース会社間になります。しかし、甲と第三者リース会社間の契約が不成立に至るとき停止条件が成就し契約型①が復活します。

第11条 (解約・自動更新・物件返還送料・中途清算・適用除外) 甲は本契約書中途に於いて解約はできないものとします。2、止むを得ず解約を申し出る場合リース料残余相当額を直ちに乙に支払い清算します(所有権が甲に移転しないリースです)。3、本契約書期間が終了した時(中途清算等も含みます)、甲は本物件の送料を負担して乙の指定する場所へ返還します。

4、甲は自動更新を採択しないとき期間終了3ヶ月前迄に書留郵便を用い乙に通知します。(左の意思表示がないとき自動更新されます) 5、リース期間終了又は中途清算後、甲が乙に本物件を返還しない場合返還するまでの期間リース料を支払います。(第4条・第7条関連) 6、特商法第26条1項1号・26条5項1号・2号に基づく、営業の為・甲の請求・継続的保守要因等はクーリングオフが除外されます(無効)。

第12条 (期限の利益喪失・無催告解除・物件紛失・清算義務回避・残余リース料清算・詐欺被害の救済・知的財産権賠償責任) 甲は下記第2号に該当したときは当然に期限の利益を失い乙の選択により催告期間を要せず無催告解除されても異議を申し出ません。2、正当な理由もなく本契約書に違反したとき、料金の支払が正当な理由なく一回でも遅延したとき、信用状態が悪化したとき、及び甲が本物件を過失で消却等処分したとき等本物件を失ったとき、(第4条・第7条・第11条関連)

3、この場合乙が引き上げる又は乙が保有している本物件について乙が「清算義務」を負わないことを認めます。また、甲は期限の利益を失って契約解除された場合、リース料残余相当額全額を甲の債務と認め直ちに一括して支払います。(第4条・第7条・第11条関連) 4、甲は、第三者から不法行為(持去り・窃盗・詐欺)に合い本物件を失ったとき等加害者に対し乙と連帯して原告となる特約に同意しました。

5、(救済対策) 甲が、前条の「乙の名を騙る詐欺被害」を受けた場合、乙は甲への救済対策として「求償権」に基づく「代償」を検討します。6、甲は、乙からの本書を含む貸与品知的財産表現印刷物を第三者に対し提供しません。また解約時及び乙から返還請求があった時は全知的表現印刷物の返還義務を認めて返還します。甲は乙の知的表現印刷物に対し甲の因果で損害を与えた場合その損害額の賠償義務を認めます。

第13条 (一括前払い・送料負担・消費税・保全費用) 商標「消火ナマス・ゼブラ」10年リース外を基本リースと称します。2、リース料等の支払方法は「一括前払・月払」限りとし、表面本契約書料金に付き契約日から10日ころ「ご請求のしおり」及び「郵便局払込票用紙」をご送付します。甲は表面表記初回支払日から最終回支払日迄の全期間を送料甲負担で乙名義(郵便局払込取扱票口座番号00150-9-59045)へ送金して支払います。又は銀行送金(乙名義・三菱東京UFJ銀行・八重洲通支店・普通口座0020551)とします。3、(特約) 甲は表面「一括払お支払方法」欄「④消費税・⑤お支払額合計」「行」に付きお見積書①価額を自ら「行」に転記する特約に同意します。4、甲は、乙に税法所定の税率によりリース料に課される消費税額、地方消費税額(一括又は各回)を表面表記料金に付加して支払います。5、甲は、乙が本契約書に生ずる権利の実行又は保全に要した費用及び甲乙間の紛争に關し、乙を代理する弁護士費用の一切を負担します。

第14条 (遅延損害金・契約解除違約金) 甲が、本契約書に基づく料金について1回でも遅延した場合支払期日又は期限の利益喪失の日の翌日より完済の日まで年36%の割合による遅延損害金及び違約金を直ちに支払います。(消費者は法9条1-2・14.6%及び契約解除違約金等)。2、但し甲は乙へ事前に本リース料の遅延相談をした場合は、乙は第12条無催告解除免除、第14条遅延損害金免除の選択を検討します。

第15条 (リース料初回期限) リース料初回支払日(一括又は月払)は契約日を含み15日限りとします(その他前記第13条を引用)。

第16条 (合意管轄・条項①②) 甲は紛争が生じた場合乙総務事務地管轄の横浜簡易又は横浜地方各裁判所とする合意管轄を認めます。2、本天秤裏面「条項」を②とし別紙契約書裏面「条項」を①と称す。左の条項「①・②」に相違する事情が生じた場合下記のとおりとします。3、(特約) 法律改正本条項改正を鑑みて、適時印刷ご提供する必要上、別紙契約書裏面条項①より本天秤裏面「条項②」を最優先とします。

第17条 (会員登録) 甲は乙の「動画だけやすし(商標)・毎朝読新聞(商標)・無党派P-ティ- (商標)」会員報道誌のご送付に同意します。

本告知文はパッケージリース契約書裏面法定告知文の抜粋です

お申込みの撤回クーリングオフ等のお知らせ 1、お客様が、訪問販売でお申込み(契約)された場合、本書面を受領された日から8日に至るまでの間は、書面により無条件でお申込みの撤回等(法9条)を行なうことができます。その効力は書面を発信したとき(郵便消印日付など)から発生します。《ただし、①現金取引でその金額が3000円未満のとき、②法26条1項1・26条5項1・2の「甲の営業目的・甲の請求・甲乙継続保守的要因」に關してなしたお申込みの撤回等(法9条)は無効となり右記2項・3項は該当しません》。2、この場合、①お客様は損害賠償及び違約金の支払いを請求されることがありません。②すでに引渡した商品の引取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は当社が負担します。③お客様はすでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は速やかにその全額の返還を受けることができます。④お客様は商品を使用し又は役務の提供に伴い土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合元の状態に戻すよう請求することができません。3、上記お申込みの撤回等の行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し又は威迫したことにより困惑してお申込みの撤回等を行なわなかった場合は当社からお申込みの撤回等妨害の書面が交付された日から8日に至るまでは書面によりお申込みの撤回等(法9条)ができます。

特約 乙が甲に提供する知的財産(12条6項)ビジネスモデル表現関連印刷物一切は乙備防災センターの貸与品です。乙が甲に返還請求した場合甲は乙に返還する義務を負います
保存先 天秤契約条項の倉庫です BM5パソコン (ウ) 【天秤裏面 契約条項②】
定期確認日 H29・7・13

知的財産表現物不許複製

優先的特約・天秤裏面『契約条項②』が①に最優先します。(第16条3項)



これは正本である。

令和 3 年 3 月 30 日

仙台地方裁判所第 1 民事部

裁判所書記官

田 中 正 文

